



29 高 都 計 第 514 号

平成 29 年 12 月 1 日

高知県都市計画審議会会長 様

高 知 県 知 事



幡多圏域（幡東・中村・宿毛・土佐清水）都市計画区域マスタープランの
改定について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の
規定により、別紙のとおり審議会に諮問します。



幡多圏域都市計画区域マスタープラン

幡東都市計画区域、中村都市計画区域、宿毛都市計画区域

土佐清水都市計画区域



(案)

平成 29 年 12 月

高知県 土木部 都市計画課



目 次

はじめに	1
(1) 圏域都市計画区域マスタープランとは	1
(2) 見直しの背景	2
(3) 計画の基本的事項	2
(4) 圏域の設定	3
1) 圏域の設定理由	3
2) 圏域に所在する都市計画区域	6
1 圏域の現状・見直しと課題	7
(1) 圏域の現状・見直し	7
(2) 圏域の課題	17
1) 圏域全体の課題	17
2) 都市計画区域の課題	19
(3) 都市計画区域指定の範囲について	27
2 都市計画の目標	31
(1) 基本的事項	31
1) 目標年次	31
2) 将来フレーム	31
(2) まちづくりの基本理念	31
(3) まちづくりの基本方針	32
(4) まちづくりの考え方と方向性	33
(5) 圏域の将来像	34
1) 拠点と連携軸の設定と役割	34
2) 将来像のイメージ	38
3 区域区分等の方針	39
(1) 区域区分の有無	39
(2) 市街地の拡大・縮小の可能性	39
(3) 良好な環境を有する市街地の形成	40
(4) 緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮	40
4 主要な都市計画の決定の方針	41
4-1 土地利用に関する都市計画の方針	41
(1) 主要用途の配置の方針	41
1) 住宅地	41
2) 商業・業務地	41
3) 工業・流通業務地	41
4) その他	41
(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針	42
(3) 市街地の土地利用の方針	43
1) 居住環境の改善又は維持に関する方針	43
2) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針	43
(4) その他の土地利用の方針	43
1) 市街地と優良な農地の健全な調和に関する方針	43
2) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針	43
3) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針	43
4-2 都市施設の整備に関する都市計画の方針	44
(1) 交通施設の都市計画の決定の方針	44
1) 基本方針	44
2) 主要な施設の配置の方針	44
3) 主要な施設の整備目標	45
(2) 下水道および河川の都市計画の決定の方針	46
1) 基本方針	46
2) 主要な施設の配置の方針	46
3) 主要な施設の整備目標	46

目 次

4-3 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の方針	47
1) 基本方針	47
2) 主要な緑地の配置および整備の方針	47
3) 主要な緑地の確保目標	48
4-4 都市防災に関する都市計画の方針	49
1) 基本方針	49
4-5 福祉のまちづくりに関する都市計画の方針	52
4-6 都市景観に関する都市計画の方針	52
4-7 まちづくりの方針図	53
5 協働のまちづくりについて	57
用語解説集（50 音順）	58

はじめに

(1) 圏域都市計画区域マスタープランとは

都市計画区域マスタープランとは、都市計画法第6条の2に規定された「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のことであり、都市の発展の動向、人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、中長期の視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方針を示すものです。

高知県ではこれまで、都市計画区域ごとにマスタープランを策定してきました。

そうした中で、四国4県では、「四国8の字ネットワーク」の形成に向けた高規格幹線道路及び地域高規格道路の整備が進められ、これに伴う人・モノ・経済等の広域化の影響範囲や土地利用計画を考慮したまちづくりの広域的な調整が必要となってきました。

また、市町村合併による都市の広域化や人口減少社会の中で、コンパクトシティや集落生活圏等といった合理的で効率的な都市の形成が求められ、これまでの都市のまとまり、地域が担ってきた役割・機能を保持しつつ、多様な移動手段を確保し、各都市が連携・補完をしあえるような「広域的な圏域」での調整を図っていく必要があります。

さらに、第8版都市計画運用指針（平成23年11月改正）では「複数の都市計画区域を対象とし、一体の都市計画区域マスタープラン（圏域マスタープラン）を策定することも考えられる。」ということが新たに明記されました。

こうしたことから、地域の将来ビジョンを考慮しつつ、広域的観点から持続的なまちづくりを進めるため、圏域を対象とした一体の都市計画区域マスタープランを策定します。

都市計画法

（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

第六条の二 都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。

2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、第一号に掲げる事項を定めるものとともに、第二号及び第三号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 次条第一項に規定する区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針

二 都市計画の目標

三 第一号に掲げるもののほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

3 都市計画区域について定められる都市計画（第十一条第一項後段の規定により都市計画区域外において定められる都市施設（以下「区域外都市施設」という。）に関するものを含む。）は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

(2) 見直しの背景

都市計画区域マスタープランは、おおむね 20 年後の都市の姿を展望した上で都市計画の基本的方向が定められ、市街地の規模、都市施設*及び市街地開発事業*など具体の整備については、おおむね 10 年以内に整備するものを目指して示すものです。

そうした中で、現行の都市計画区域マスタープラン（旧16.3）の策定から 10 年が経過し、高知県では、人口減少、高齢化¹⁾、都市部への人口流出等の社会情勢の変化が他県に比べ著しく、同時に都市計画区域における都市構造も変化しています。

また、防災面では東日本大震災を受けた南海トラフ地震における津波浸水予測や被害想定の見直しにより、甚大な浸水被害が想定されています。

こうしたことから、これら都市計画を取り巻く環境の大きな変化に対応し、広域的視点からまちづくりを進めるため、圏域都市計画区域マスタープランを策定します。

(3) 計画の基本的事項

【計画内容】

本計画では、「圏域の現状・見直しと課題」「都市計画の目標」「区域区分*等の方針」「主要な都市計画の決定の方針等」「協働のまちづくり」について示します。

【目標年次】

本計画では、おおむね 20 年後（平成 47 年）の将来を展望しながら、市街地の規模、都市施設及び市街地開発事業など具体の整備のおおむね 10 年後（平成 37 年）の目標を示します。

(4) 圏域の設定

1) 圏域の設定理由

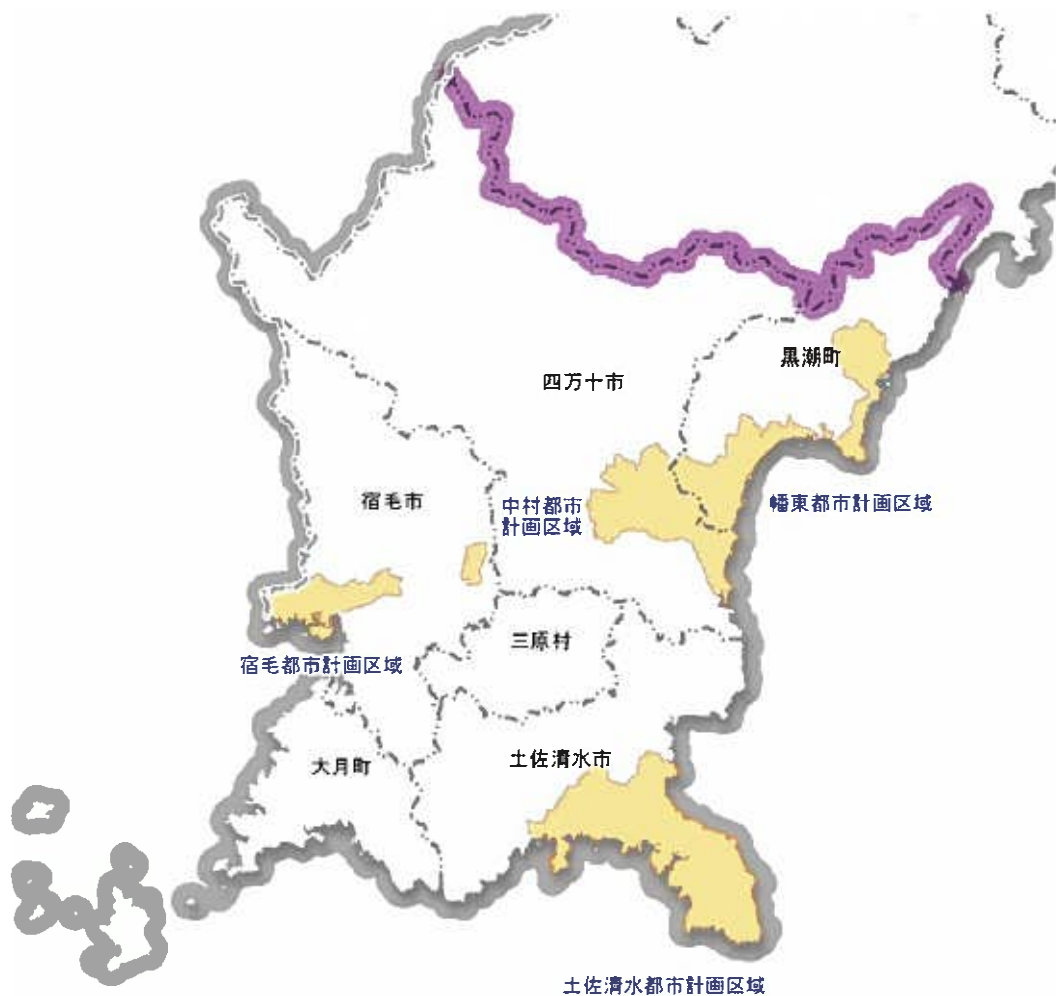
広域的な観点から生活圏域等を分析するとともに、上位・関連計画等で設定された圏域を考慮し、本圏域を下図のとおり設定します。

3市2町1村で構成する本圏域は、本県の西南部に位置し、急峻な山と太平洋に挟まれ、地理・地形条件の厳しい圏域となっています。

また、人口減少や産業低迷等による地域活力の低下など、共通の課題に直面しています。

そうした中で、四万十市を中心とする圏域の結びつきを強め、商業・業務、医療・福祉、行政サービスなど都市機能や通勤・通学等を補完し合い、持続可能なまちづくりを目指しています。

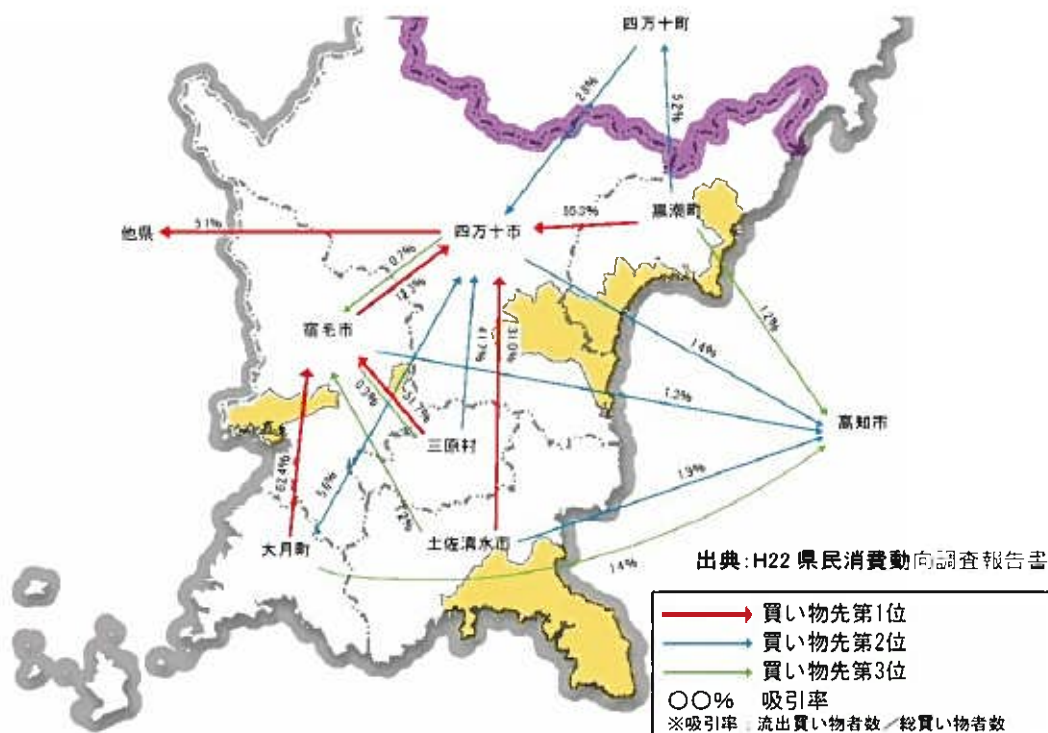
■ 幡多圏域位置図



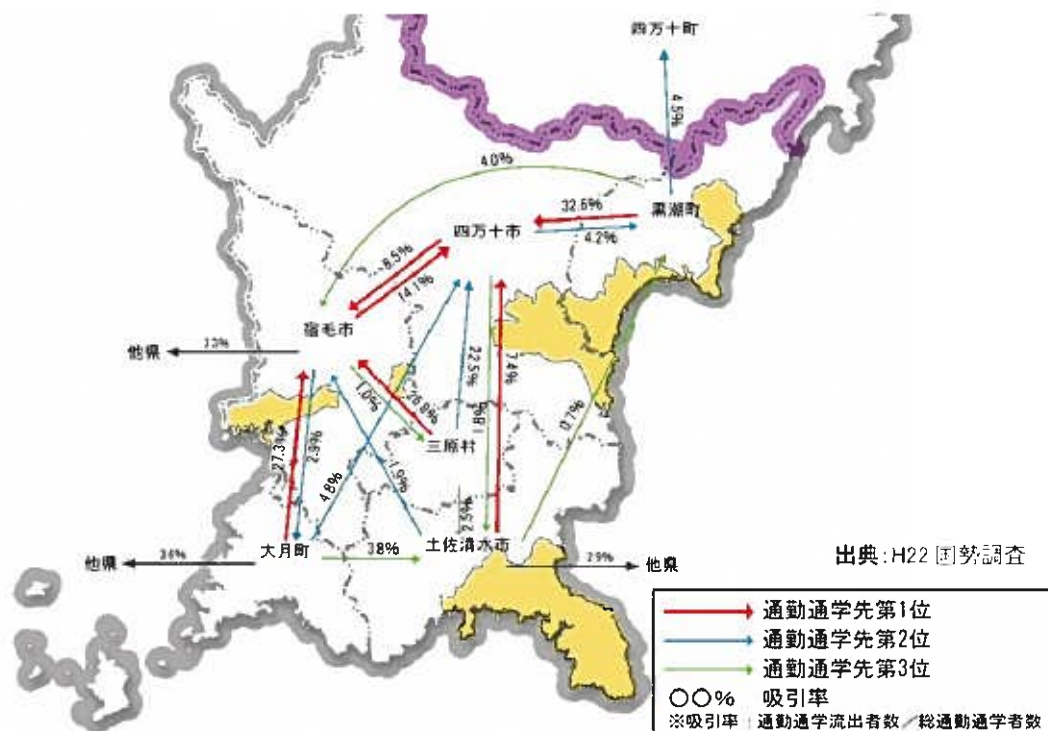
【生活圏域】

高知県西部の買い物流動および通勤通学流動をみると、四万十市を中心として、土佐清水市、黒潮町、三原村の結びつきが強く、宿毛市は、大月町・三原村との結びつきが強いことが伺えます。

■買い物流動図



■通勤通学流動図



【上位・関連計画等】

上位・関連計画等となる「広域行政圏（H26.5 現在）」「高知県土地利用基本計画（H23.3）」「高知県産業振興計画（H27.3）」「定住自立圏構想（H21.4）」「第6期高知県保健医療計画（H25.3）」をみると、それぞれ下図のとおり圏域を設定しています。

■広域行政圏



■高知県土地利用基本計画及び
高知県産業振興計画



■定住自立圏構想



■第6期高知県保健医療計画



2) 圏域に所在する都市計画区域

幡多圏域に所在する都市計画区域は、「幡東都市計画区域」「中村都市計画区域」「宿毛都市計画区域」「土佐清水都市計画区域」です。

表 圏域内都市計画区域の状況（H22 現在）

都市計画 区域名	構成都市	面積 (ha)	人口 (千人)	区域区分 (用途地域* : ha)
幡東	黒潮町の一部	約 4,130	約 10.2	なし
中村	四万十市の一部	約 4,304	約 25.2	なし (約 502.4ha)
宿毛	宿毛市の一部	約 2,413	約 13.7	なし (約 421.5ha)
土佐清水	土佐清水市の一部	約 8,087	約 12.8	なし

1 圏域の現状・見通しと課題

■幡多圏域位置図



(1) 圏域の現状・見通し

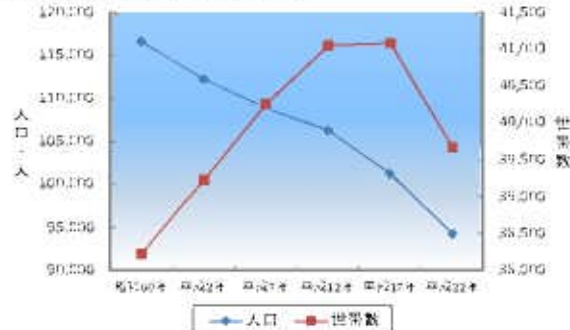
【地勢】

- ・本圏域は、本県の西南部に位置し、北西部は愛媛県に、北部は四万十町に接しています。地形条件が厳しく、都市的な土地利用が四万十川や松山川流域、太平洋沿岸の一部の区域に限定されています。

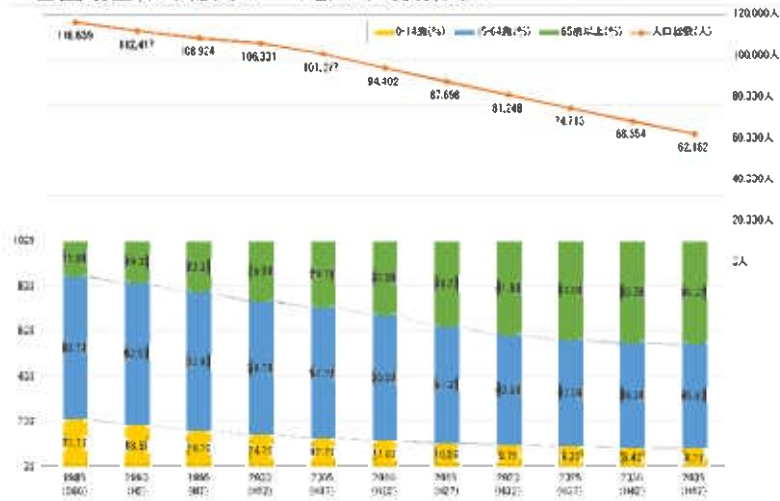
【人口】

- ・過去25年間、本圏域を構成する市町村全体の人口は減少し続け、昭和60年の80%程度になっており、特に老年人口の増加が顕著で、少子化・高齢化が進行しています。
- ・世帯数については平成17年までは増加していましたが、過去5年間では減少に転じており、今後もその傾向が続くことが予測されます。
- ・なお、各市町の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で設定された人口ビジョンでは、施策推進による人口減少の抑制を前提とし、一般推計（国立社会保障・人口問題研究所）よりは高い値で人口の将来展望が示されています。

■圏域全体の人口・世帯数

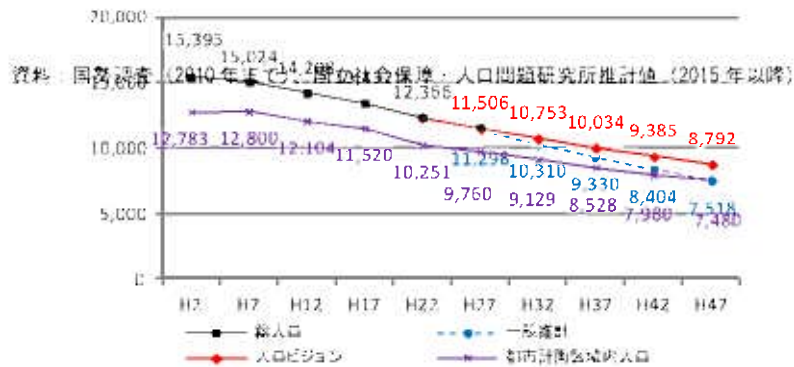


■圏域全体の総人口・年齢3区分別人口



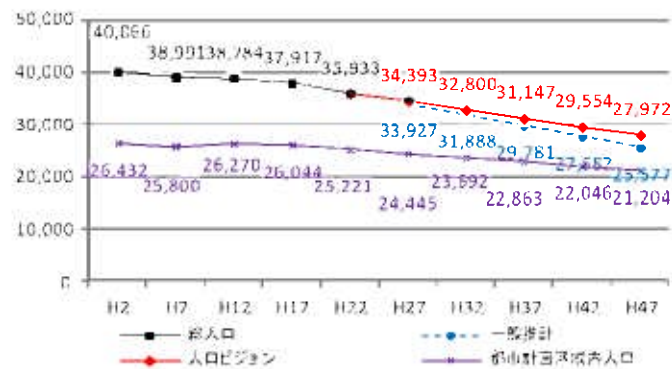
■人口の推移と見通し(黒潮町)

図 人口の推移と見通し(黒潮町)



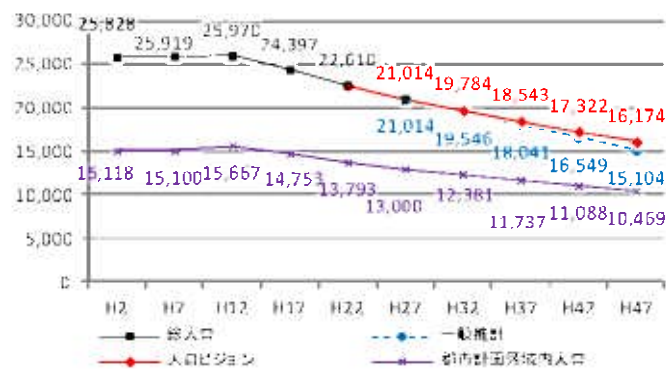
■人口の推移と見通し(四万十市)

図 人口の推移と見通し(四万十市)



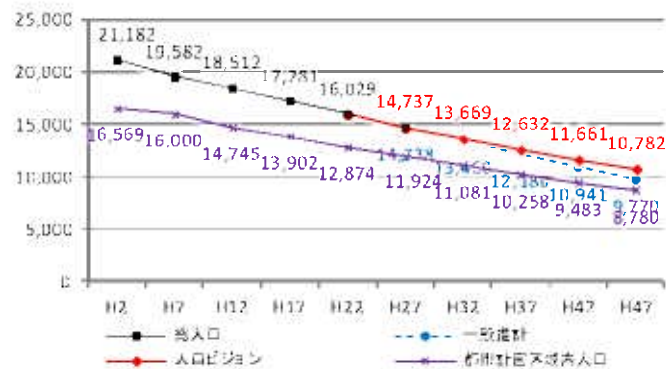
■人口の推移と見通し(宿毛市)

図 人口の推移と見通し(宿毛市)



■人口の推移と見通し(土佐清水市)

図 人口の推移と見通し(土佐清水市)



一般推計・・・社人研推計

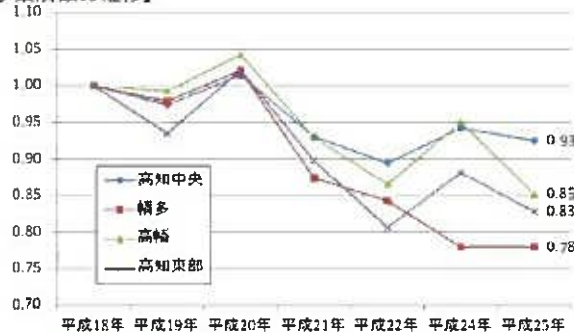
人口ビジョン・・・まちひとしごと創生総合戦略より、自然減の縮小や社会増に向けた一連の施策を講じた推計

【産業等】

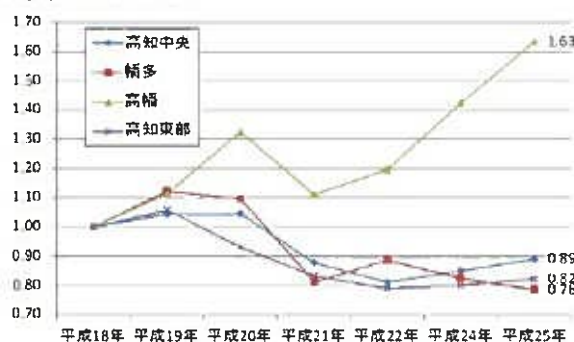
- ・自然条件を利用した第一次産業を中心に築いてきた経緯があり、農業については、担い手不足を抱えつつも、温暖な気候を背景としたキュウリ、ミョウガ、ナスなどの主要園芸作物やブタン、ユズ、直七などの果樹、オクラ、ブロッコリーなどの農地野菜における生産性や品質向上に取り組んでいます。また、花卉や草類などの生産、加工、販売・有機野菜の普及拡大が図られています。
- ・林業では、成熟しつつある幡多ヒノキなどの活用と森の工場づくりを推進し、事業体と担い手の育成を図ることで素材の増産に取り組んでいます。
- ・水産業では、藻場の回復やヒラメなどの稚苗放流による漁獲高の維持・拡大など、黒潮の恵みを活かした「つくり育てる漁業」の推進に取り組むほか、メジカや養殖魚などの加工施設の設置による地域外需や新たな付加価値の醸成が図られています。
- ・工業については、西南中核工業団地や重要港湾である宿毛湾港に所在する宿毛湾港工業流通団地といった工業団地を擁するものの、製造品出荷額については圏域全体では減少傾向が続いています。
- ・また、商品販売額については、黒潮町で増加傾向が見られるものの、圏域全体で減少傾向が続いており、10年間で約3割減少しています。
- ・観光産業については、風光明媚な海岸線や国の重要文化的景観に指定された四万十川流域など、恵まれた自然と文化を活かした滞在型・体験型観光をさらに発展させるため、幡多ブランドを確立しながら全国にPRし、全国一の観光推進地域を目指しています。

■工業動向（圏域全体）
（H18を1.0とした場合の割合）

【事業所数の推移】

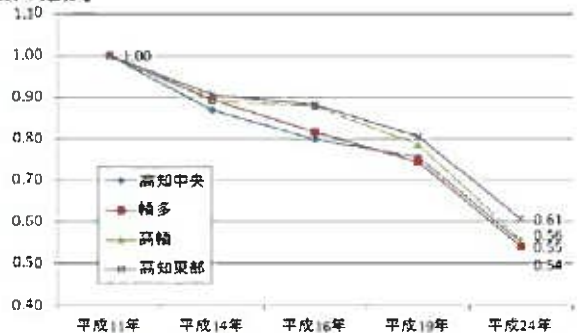


【製造品出荷額の推移】

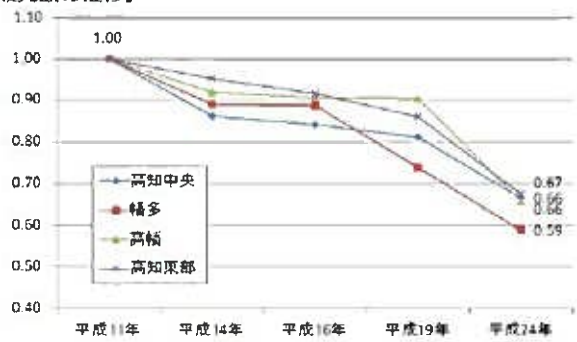


■商業動向（圏域全体）
（H11を1.0とした場合の割合）

【店舗数の推移】



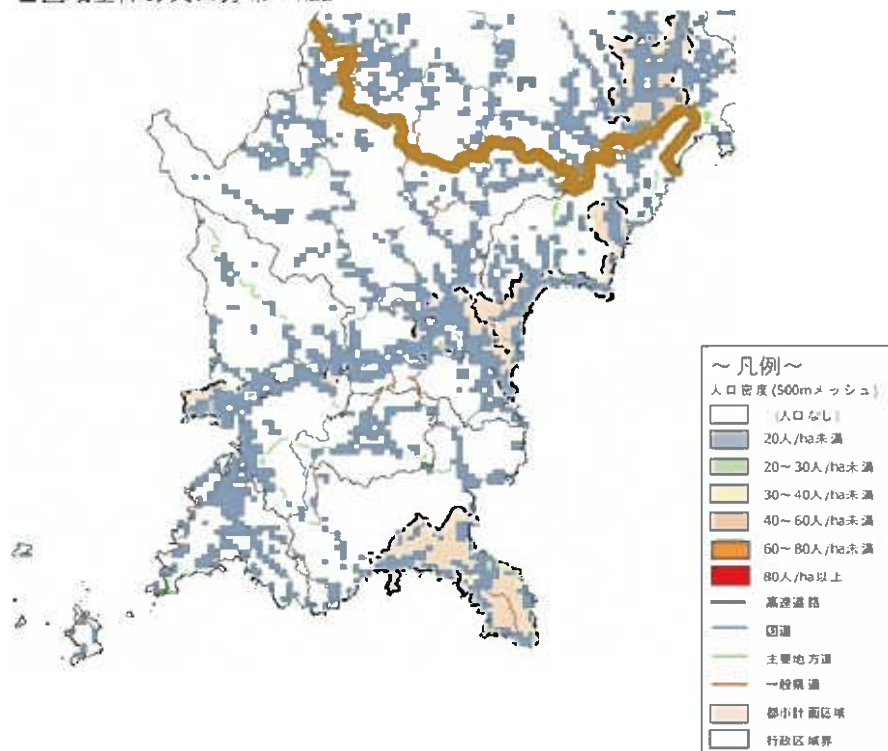
【商品販売額の推移】



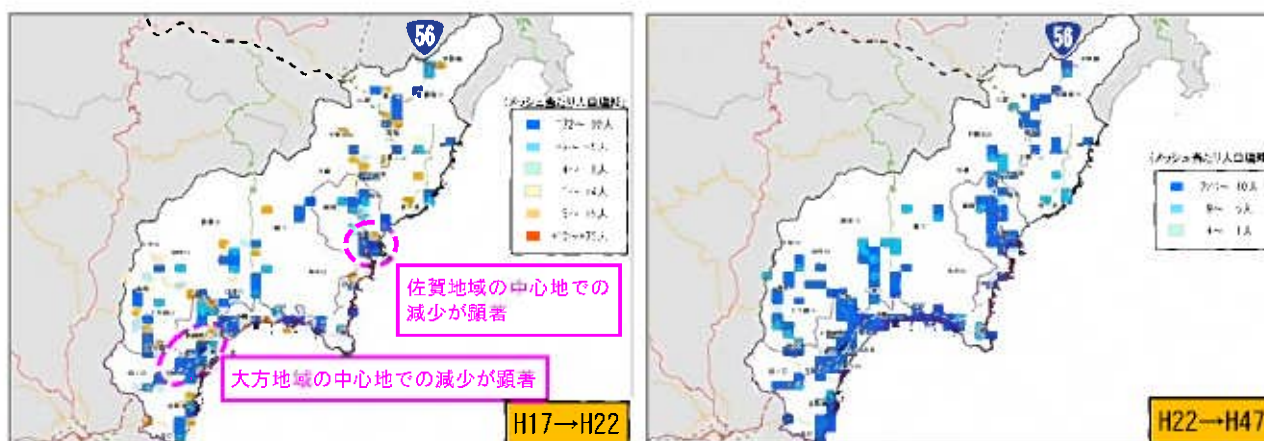
【市街化動向】

- ・圏域全体においては、顕著な市街化動向は見られませんが、各都市計画区域の周辺にあっては、幹線道路沿いに人口分布が拡散しつつある傾向が伺えますが、新たに大規模な市街地が拡大している様子は認められません。
- ・人口分布の将来予測では、すべての都市計画区域で人口密度の低下が伺え、今後は、市街地の低密度化がより一層進むことが予測されます。

■圏域全体の人口分布：H22

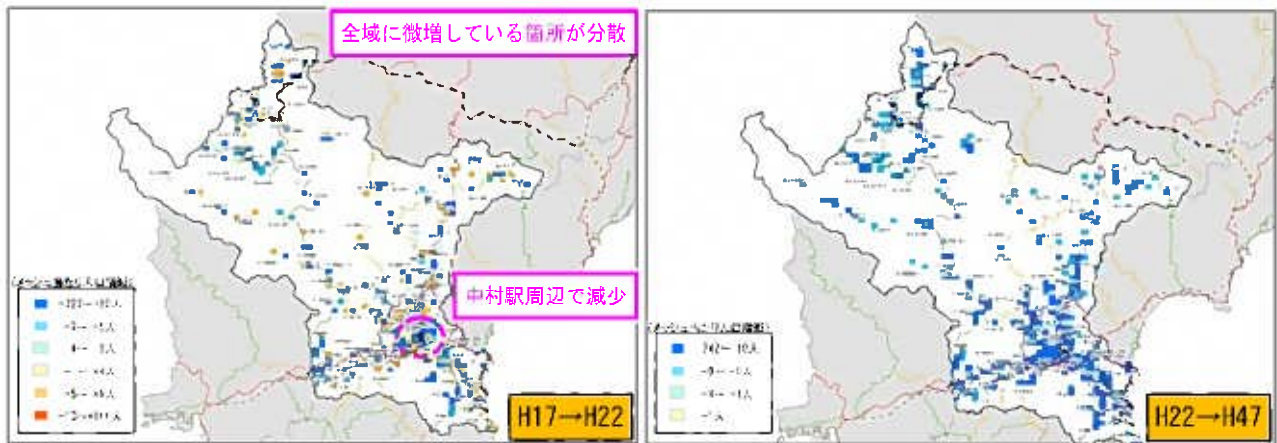


■人口分布の推移（黒潮町）



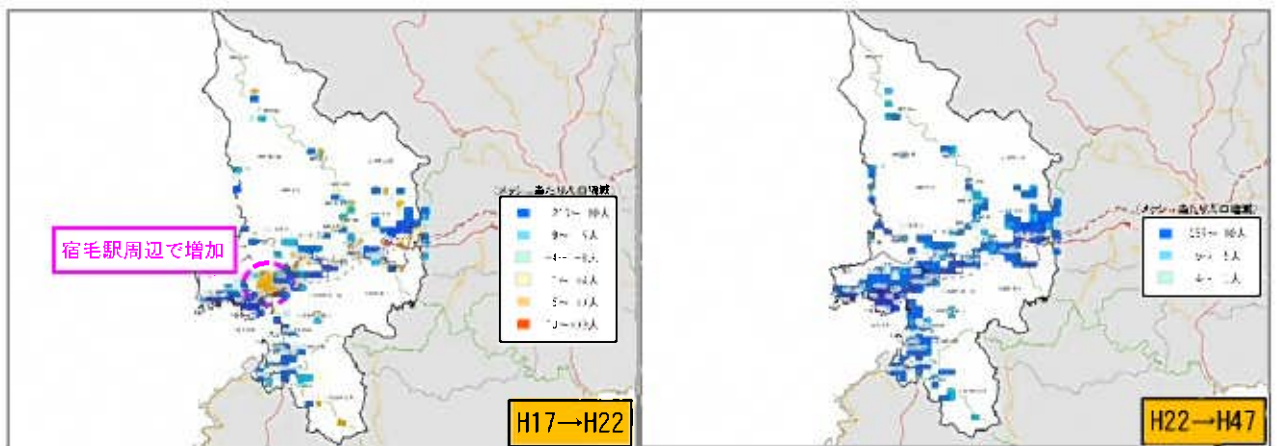
資料：H22 国勢調査、H47 国立社会保障・人口問題研究所

■人口分布の推移（四万十市）



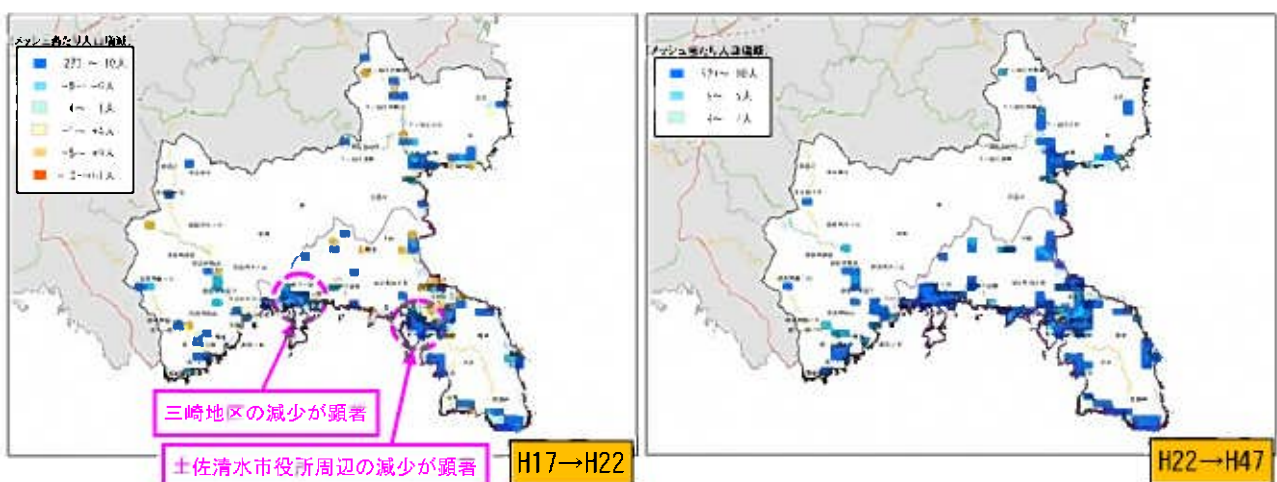
資料：H22 国勢調査、H47 国立社会保障・人口問題研究所

■人口分布の推移（宿毛市）



資料：H22 国勢調査、H47 国立社会保障・人口問題研究所

■人口分布の推移（土佐清水市）

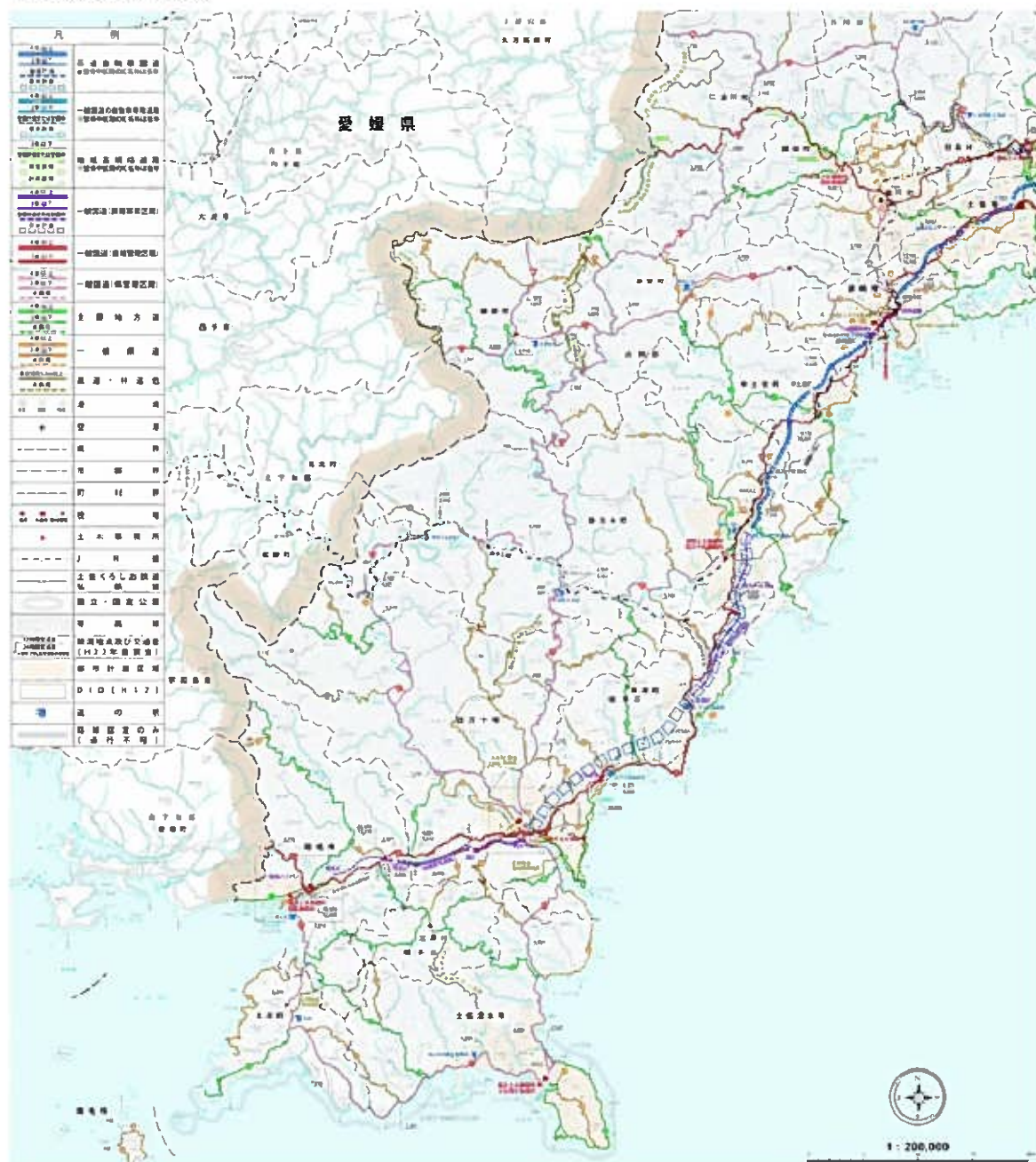


資料：H22 国勢調査、H47 国立社会保障・人口問題研究所

【道路・交通】

- ・幹線道路網については、黒瀬町、四万十市、宿毛市を連携する国道 56 号を骨格としています。四万十市中心部から放射状に配置されている国道 381 号、439 号、441 号のほか、国道 381 号が幹線道路を補完しています。
- ・また、国道 56 号と並行する四国横断自動車道の整備が一部区間で進められており、災害発生時の代替性の確保に加え、圏域の一体性を高め、高幡圏域や隣接県である愛媛県との広域連携の強化につながることが期待されています。
- ・公共交通については、「土佐くろしお鉄道」を観光資源開発等と合わせた利用促進により、路線の維持・存続を図ることが課題となっています。

■高知県道路管内図



■四国8の字ネットワーク整備状況

H28.4.1時点



資料「四国8の字ネットワーク」パンフレット(高知県)一部改編

【港湾】

- ・地域経済を下文えする海上交通の拠点として、幡多圏域内には、佐賀港、上川口港、下ノ加江港(都市計画区域外)、下川港、以布利港、清水港、あしざり港、二崎港、下川口港(都市計画区域外)、宿毛湾港の県管理港湾が整備されています。
- ・災害時における復旧・復興拠点としての役割を担う防災拠点港として、宿毛湾港、佐賀漁港、清水漁港、神の島漁港を位置付けています。

【自然環境】

- ・雄大な太平洋を臨む「足摺宇和海国立公園」や、複雑で変化に富んだ海岸景観を有する「宿毛県立自然公園」、国の名勝にも指定されている「入野県立自然公園」が所在しています。
- ・また、日本一の清流「四万十川」を擁しており、黒潮町「鹿島」が県による「自然環境保全地域」に指定されるなど、自然環境の保全と利活用を通じ、交流人口をさらに拡大させる取り組みが進められています。



土佐西南大規模公園
(黒潮町・四万十市)



四万十川
(佐田の沈下橋)

【災害等】

- ・最大クラスである南海トラフ地震が発生した場合、圏域の多くの部分が最大で震度6強、海岸付近の一部が震度7の揺れが予測されるほか、県内でも最大の津波高が予想されており、内陸部に所在する三原村を除く区域において、大きな津波被害の発生が懸念されています。
- ・また、豊かな自然環境に恵まれている反面、平成13年西南豪雨に見られるように、たびたび台風や集中豪雨などに見舞われており、自然災害への備えが急がれています。

■南海トラフ地震対策行動計画

【住宅の耐震化、津波から早期に避難する意識の向上等による被害軽減効果】
 <平成28年3月>

死者数：13,000人
 (住宅耐震化率：77%
 津波早期避難率：70%
 津波避難空間整備率：94%)

住宅の耐震化
 津波早期避難意識の向上
 津波避難空間の確保

<平成31年3月>

死者数：8,100人
 (住宅耐震化率：82%
 津波早期避難率：100%
 津波避難空間整備率：100%)

38%減

さらなる取組の拡充
 避難訓練による
 避難時間の短縮
 急傾斜地崩壊対策
 などのハード整備

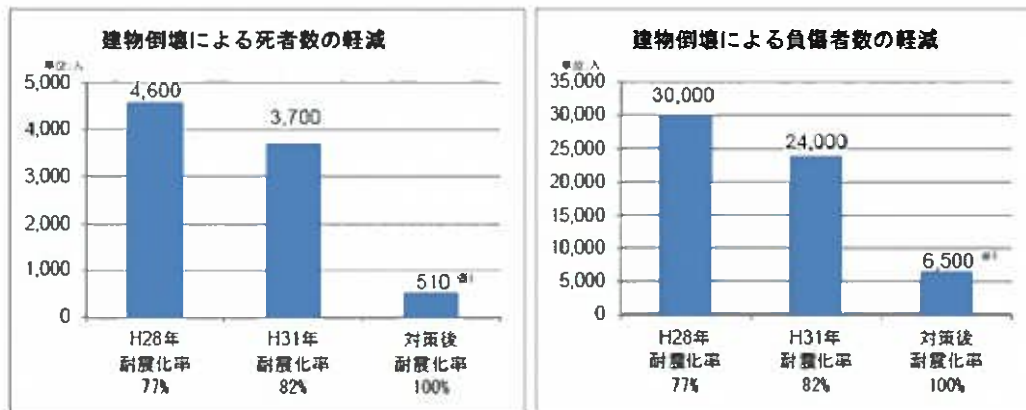
住宅の耐震化が
 100%になると

死者数：1,800人※1
 (住宅耐震化率：100%
 津波早期避難率：100%
 津波避難空間整備率：100%)

**死者数を限りなく
 ゼロに!!**

【取組による被害軽減効果】

(1) 建物の耐震性の強化



※1 発生すれば最大な被害をもたらす最大クラス(1.2)の地震・津波における推定値、平成17年国勢調査に基づき推計

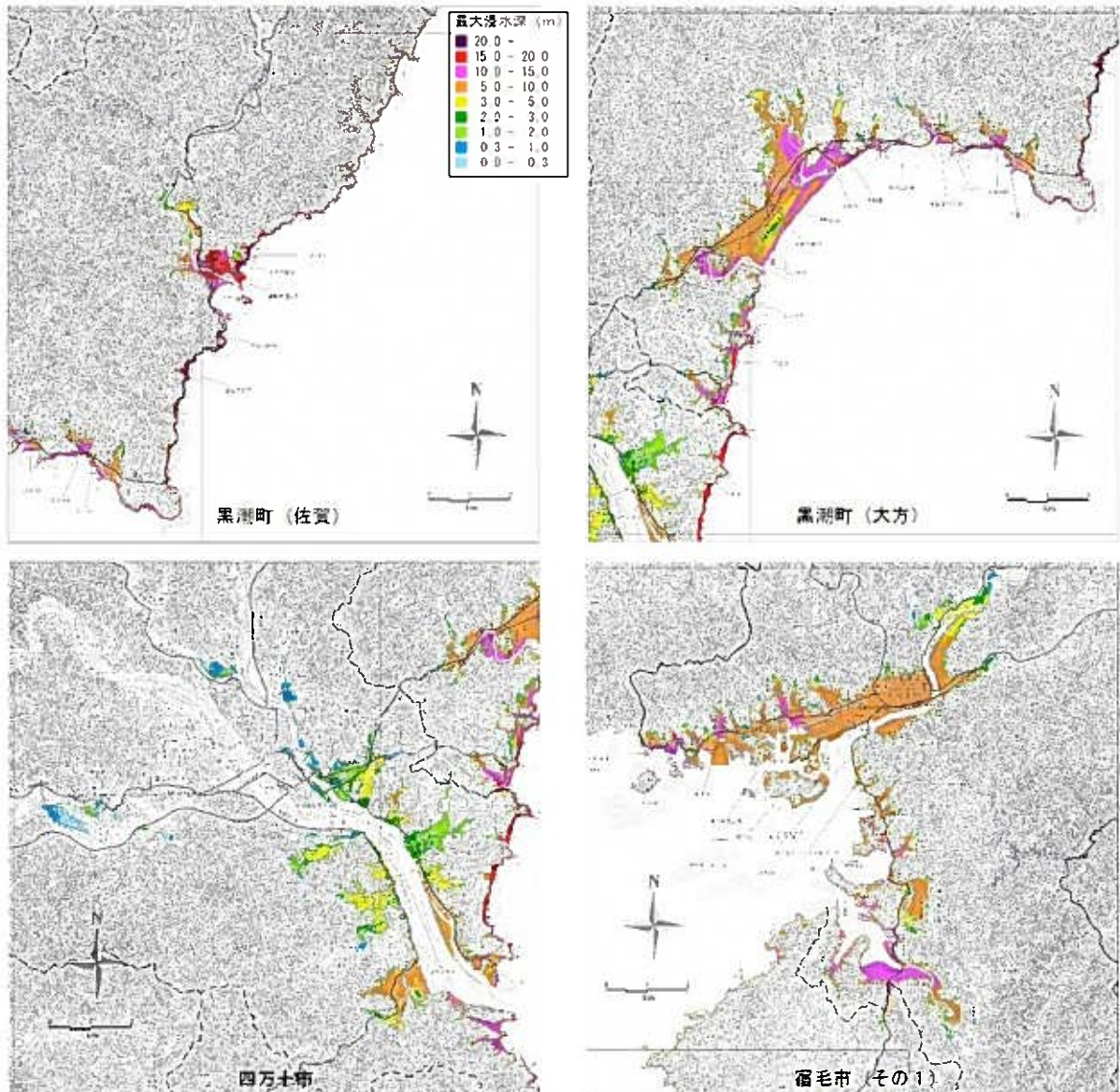
資料：第3期南海トラフ地震対策行動計画(高知県) 【2016年3月時点】

■震度分布図（最大クラス重ね合わせ）



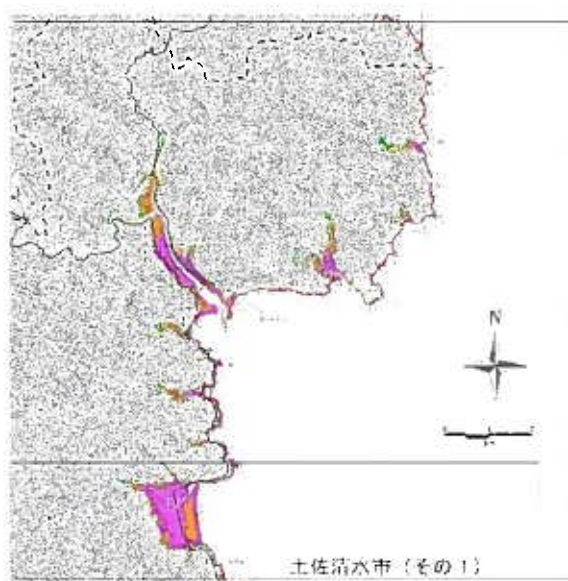
資料：【高知県版第2弾】南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測（高知県）

■最大クラスの津波浸水予測図

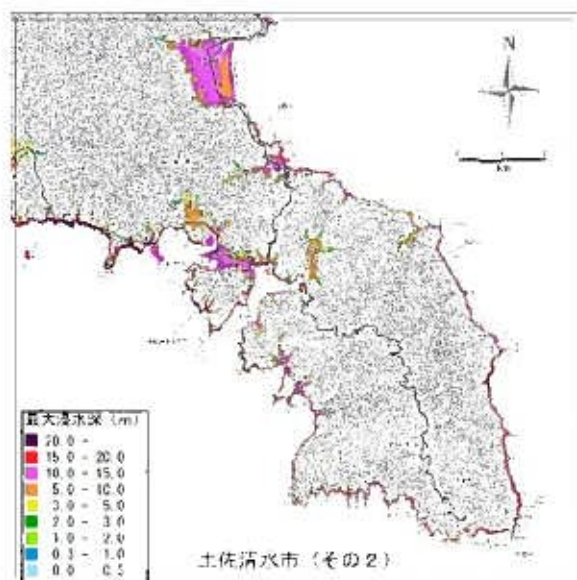




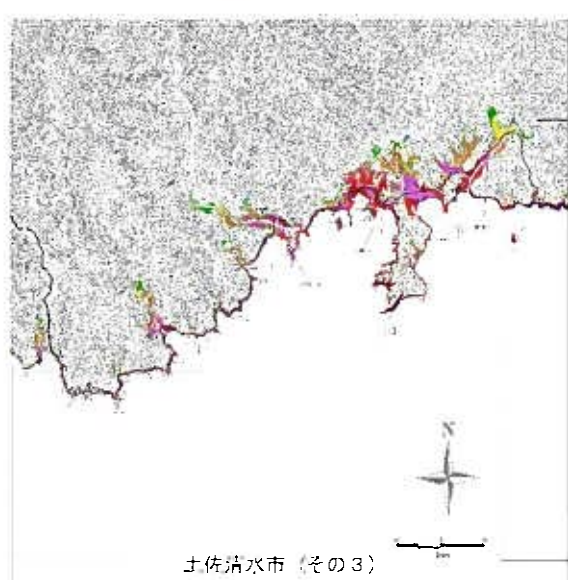
宿毛市(その2)



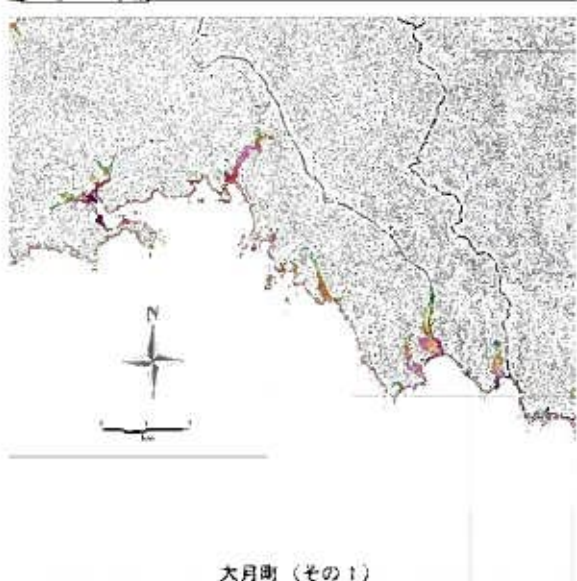
土佐清水市(その1)



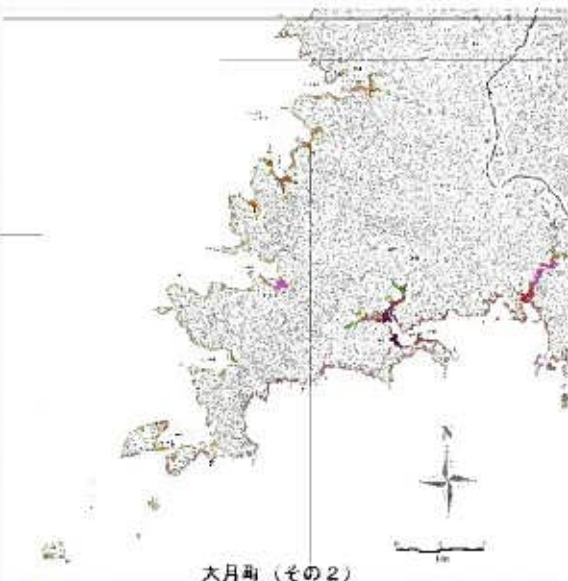
土佐清水市(その2)



土佐清水市(その3)



大月町(その1)



大月町(その2)

資料：【高知県版第2弾】南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測(高知県)

南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測で示している地図は、承認番号「平成24情発、第566号」により国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25,000オンラインを複製したものである。

(2) 圏域の課題

1) 圏域全体の課題

【人口減少、高齢化への対応】

- ・今後も、人口および世帯数ともに減少していくものと考えられます。
- ・人口減少により、地域活力が低下することはもとより、高齢社会への対応で必要になる民生費が増大することで、必要な都市施設の整備を行うための土木費が十分確保できない状況となっています。そこで、都市規模に見合った、住民ニーズに寄り添った整備や既存ストックの有効活用や都市施設の再配分などによる都市経営コストの削減を図り、持続可能な都市を実現することが必要です。
- ・人口減少への対応として、地域経済の活性化のためには交流人口を増やすための取り組み、例えば「豊かな地域資源を活かした産業および観光の振興」「広域交流の促進による地域の活性化」が必要です。
- ・四国横断自動車道の供用後のインパクトを見通し、それらを本圏域南端まで引き込み、周遊させるためのレクリエーションの場としての交流拠点や道の駅などの新たな拠点の整備が必要です。

【適正な土地利用の維持】

- ・本圏域を構成するすべての市町村において「定住自立圏構想形成協定」を締結しており、「生活機能の強化」「結びつきやネットワークの強化」「圏域マネジメント能力の強化」に向けた取り組みが必要です。
- ・既存の市街地においては、生活利便性を向上させ、地域コミュニティの維持を図るための既存ストックの有効活用を促進するほか、特に中心市街地においては、広域交流を取り込んだ商業集積の促進により、圏域全体の活性化に結びつけることが必要です。

【幹線道路網の整備や公共交通の維持】

- ・四国横断自動車道をはじめとする幹線道路は、圏域内外の交流を促進し、産業支援や観光振興、地域防災を向上させる重要な道路であり、本圏域を代表する西南中核工業団地や宿毛湾港工業流通団地の活性化にも結びつくことが期待されていることから、整備の促進が必要です。
- ・圏域内の都市計画区域を有する各市町（四万十市、宿毛市、土佐清水市、黒潮町）にあっては、四国横断自動車道の整備を活かした広域アクセス性の強化や土佐くろしお鉄道などの公共交通の活性化を図ることにより、中心市街地の活性化や地域コミュニティの維持に取り組むことが求められています。
- ・幹線道路網については、都市機能の集積を誘導・支援する観点を持ちつつ、高齢社会における重要な移動手段である公共交通ネットワークの構築とそれらを支援するための交通結節点および周辺の整備が必要です。

【豊かな自然環境の保全と地域資源としての活用】

- ・本圏域に所在する豊かな自然環境や歴史的街並みが残る歴史・文化資産については、後世に伝えるまで保全することを前提に、観光への利活用を図り、広域交流を促進することが必要です。
- ・「高知県土地利用基本計画」に位置づけられた、四万十川や足摺岬などのほか、他地域に誇れる自然を活かした観光や幡多ヒノキなどの森林資源の活用、黒潮の恵みを活かした作り育てる漁業の推進、アオノリや鮎などを活かした取り組みを支援する土地利用の促進が必要です。

【大規模自然災害への対応】

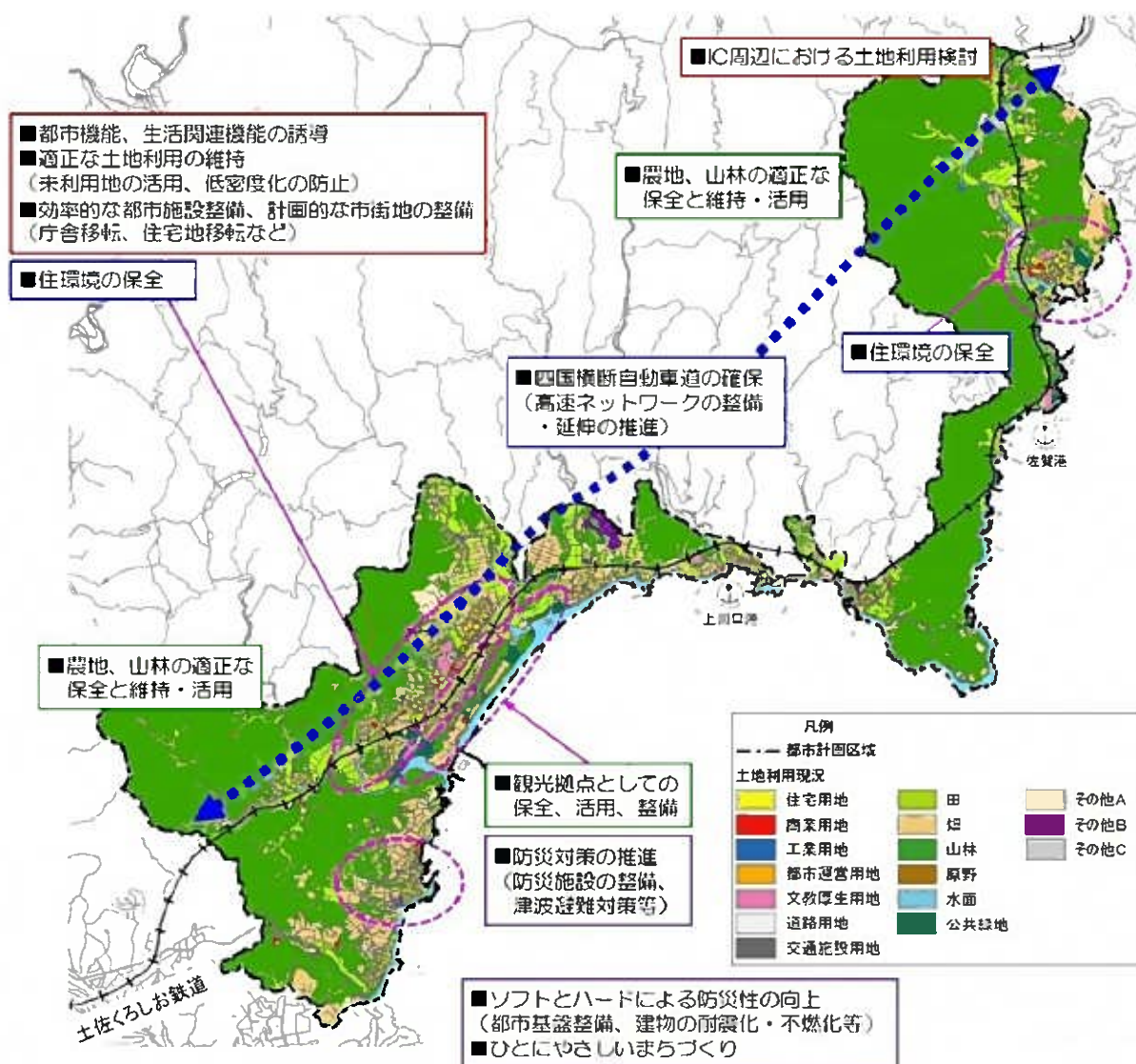
- ・自然災害への備えとして、地域住民の安全・安心の確保の視点を持った土地利用が必要です。
- ・沿岸部を中心に南海トラフ地震による大規模な津波被害が想定されていることや、風水害が発生する恐れがあることから、避難路の確保や避難施設の整備等のハード整備と並行して、避難訓練やハザードマップの学習会等の防災学習等のソフト対策を図り、災害に強いまちづくりを推進することが必要です。

2) 都市計画区域の課題

ここでは、都市計画区域における課題を整理します。

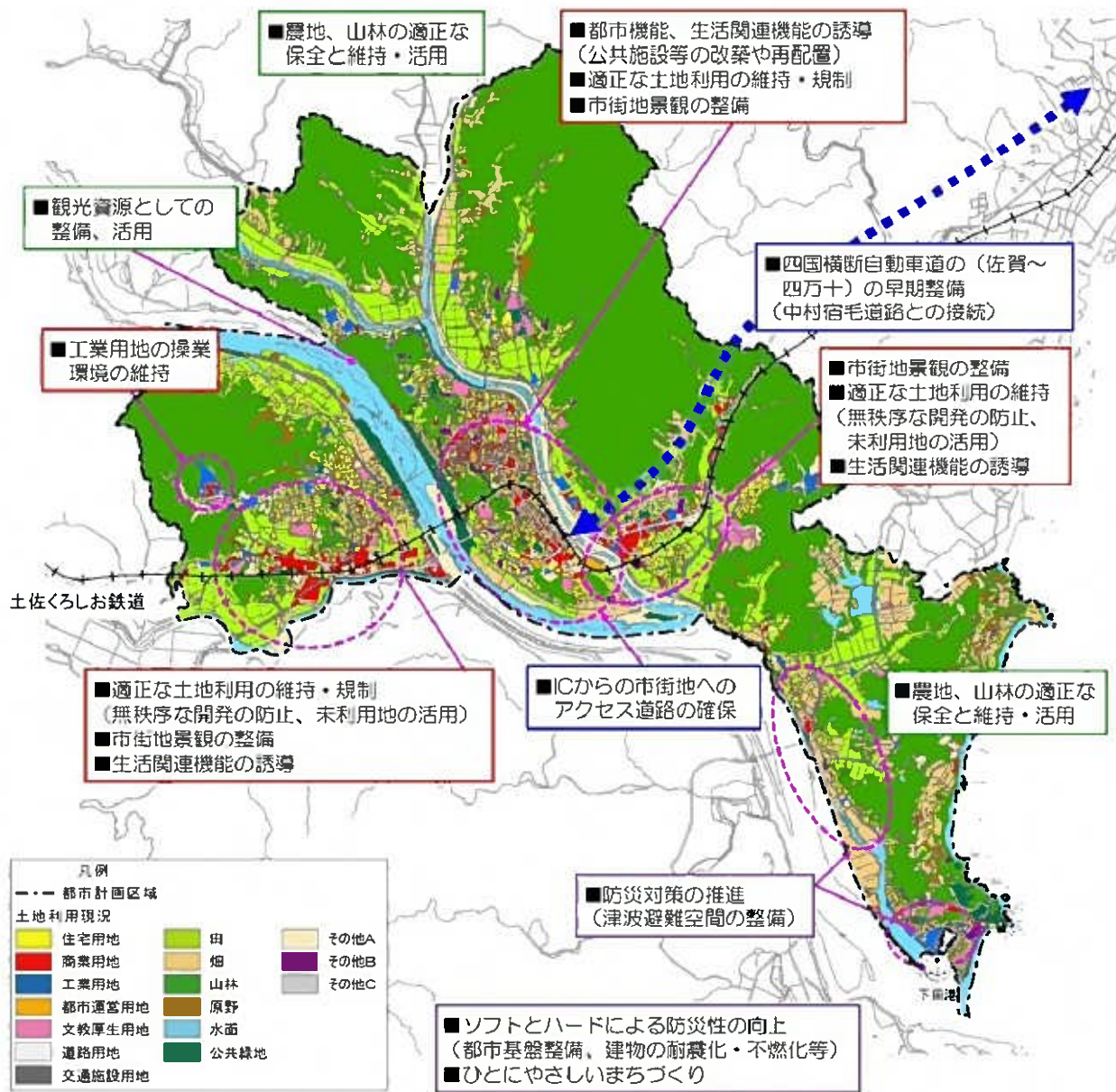
【幡東都市計画区域】

区分	現状・見通し	方針
土地利用	■人口等 ・人口減少、高齢化、高齢単身世帯の増加が続く。地域活力の低下や、地域コミュニティの維持が困難になると予想される。 ・人口減少等に伴う、人口密度の低下が予想される。 ■産業・土地利用 ・人口減少等に伴い、商業機能の衰退が続く。生活に身近な商業機能の低下、町外や幹線道路沿道への商業機能のシフトの進捗が予想される。 ・人口減少に伴う利用者の減少により、生活サービス施設や公共交通の維持が困難となり、日常生活の利便性が更に低下すると予想される。 ・市街地の空洞化が更に進行すると予想される。 ■空き家・街路 ・人口減少等に伴い、空き家や低・未利用地等の増加が進行するとともに、建物の老朽化などにより、市街地の安全・景観が損なわれることが懸念される。	■住宅地の適正な配置 ・市街地等の人口集積地周辺への住宅地の適正な配置 ■都市機能の適正な配置 ・日常生活に必要な商業機能の維持 ・高速道路の整備促進・1の周辺における適正な土地利用の誘導、産業振興への活用 ■生産基盤の維持 ・産業の支援（道路整備や用地確保等）、新規産業の創出 ■計画的な市街地の整備 ・未利用地の活用等、適正な土地利用の誘導 ・集落地の住環境の維持や防災性の向上 ・耐震化・不燃化、避難路・避難場所の整備、高齢者への居住地の移転・誘導等、防災対策の推進 ・耐震診断や空き家対策への補助制度の拡充
都市施設整備	■交通基盤 ・広域ネットワークの形成に向けた四国横断自動車道（佐賀～西万十）間の早期整備が求められている。 ・県道56号の課題解決に向けて整備が進む「大分改良」のバイパス事業の早期完成が求められている。 ・自家用車以外の移動手段を持たない高齢者の増加により、外出機会や移動手段の減少や、交通事故が増加する恐れがある。 ・鉄道は土佐くろしお鉄道がとおり、高知、窪川、宿毛方面につながる。 ・国道56号などの幹線道路に沿って路線バスが運行されている。 ・利用者の減少により、公共交通の維持が困難になる可能性がある。 ■都市基盤 ・県内最大規模の都市公園「土佐西岡大規模公園」の施設の更新や未着手部分の事業見直しが必要となっている。 ■下水道及び河川 ・汚水処理人口普及率が43.1%（平成27年度末）である（国土計画区域不含む）。	■効率的で機能的な交通ネットワークの形成 ・四国横断自動車道の早期整備 ・公共交通の維持、利便性向上 ■効果的な都市施設整備 ・市合移転（高合移転事業）に伴う、公共交通の確保や近隣への都市機能の適正な配置、必要な宅地開発 ■交流人口の増加対策 ・地域活力の低下を見越えた、交流人口の増加対策（高速道路ネットワークの形成、雇用の場の創出、地域資源を活かした観光振興、移住PR等） ■汚水処理の充実 ・汚水処理の普及率拡大
自然環境の整備又は保全	■法規制 ・大部分は農用地区域や森林区域の規制があり、県立自然公園区域があるなど自然環境が豊かである。規制の維持により、一定の範囲以上の開発は抑止できると予想される。	■緑が有する機能の充実 ・法規制の継続による、豊かな自然環境の保全 ・農地・山林の適正な保全と維持 ・重要な海岸観光資源である海岸地帯の保全と活用 ・土佐西岡大規模公園や久野松原など、地域資源の保全および観光活用
その他	■災害 ・自然が与える厳しい災害に見舞われ、時として多くの人命及び財産を失ってきた。また、今後30年以内の発生確率が70%程度とされる南海トラフ地震では、甚大な被害が想定されている。 ■その他 ・財源の不足傾向は続き、新たな都市基盤の整備は困難な状況になると予想される。	■ソフトとハードによる防災・減災対策 ・被害の軽減に向けた海岸堤防及び河川堤防の創設や河川改修の推進 ・災害発生時の迅速な救援や被害軽減に資する都市施設の整備 ・建物の耐震化や避難施設の整備 ・日頃からの避難に向けた支援体制（地区防災計画の策定） ・安全な住宅地の創出（高合移転（学習会を含む）） ■人にやさしいまちづくり ・市街地や公共施設のバリアフリー・化 ・公共交通の利便性向上



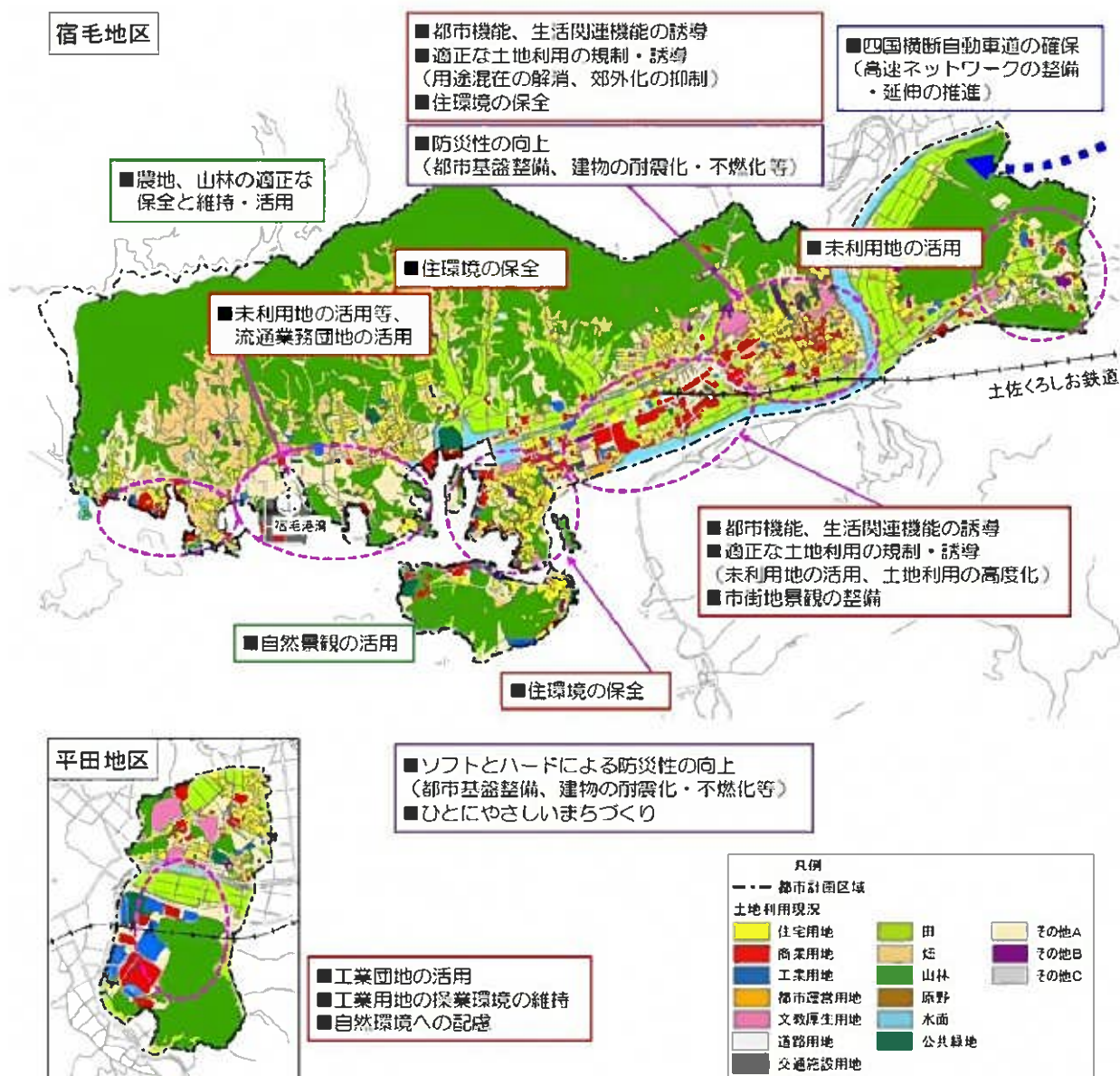
【中村都市計画区域】

区分	現状・見通し	方針
土地利用	■人口等 ・人口減少、高齢化、高齢単身世帯の増加が続き、地域活力の低下や、地域コミュニティの維持が困難になると予想される。 ■産業・土地利用 ・中心商業地の発達により生活に身近な商業機能の低下が予想される。 ・国道 56 号などの幹線道路沿道での開発は続くものの、開発圧力の低下により未利用地の活用が進行しないことが懸念される。 ・人口減少に伴う利用者の減少により、生活サービス施設や公共交通の維持が困難となり、日常生活の利便性が更に低下すると予想される。 ■開発等動向 ・用途地域等の指定継続により、ある程度土地利用の規制・誘導が図られると予想される。 ■空き家、街路 ・人口減少等に伴い、空き家の増加が進行するとともに、建物の老朽化などにより、市街地の安全性や景観が損なわれることが懸念される。	■住宅地の適正な配置 ・中心市街地（中村駅・四万十市役所周辺・具岡・古津賀）等の人口集積地周辺への住宅地の適正な配置 ■都市機能の適正な配置 ・圏域の拠点都市としてふさわしい、都市機能（商業・業務、産業機能）の充実 ・具岡地区、古津賀地区における未利用地の活用、適正な土地利用の維持 ・日常生活に必要な都市サービス機能の維持、適正な配置 ■計画的な市街地の整備 ・市街地周辺において無秩序な開発の進行や低密度化の防止に向けた土地利用の維持・誘導 ・中心市街地（中村駅・四万十市役所周辺）における建物の更新・耐震化の推進 ・公共施設（文化センターや公民館）の改築（新設）や再配置による中心市街地の再生 ・空き家の発生防止と活用（空き家の全容調査等） ・市街地の防災性の向上と景観の保全
都市施設整備	■交通基盤 ・広域ネットワークの形成に向けた四国横断自動車道（佐賀～四万十、間）の早期整備が求められている。 ・開発の郊外化に伴い、生活サービス施設のアクセス性が更に低下すると予想される。 ・自家用車以外の移動手段を持たない高齢者の増加により、外出機会や、交通事故が増加する恐れがある。 ・鉄道は土佐くろしお鉄道がとおり、高知、彦川、宿毛方面につながる。 ・国道 56 号などの幹線道路に沿って路線バスが運行されている。 ・利用者の減少により、公共交通の維持が困難になる可能性がある。 ■都市基盤 ・都市計画道路※の未整備区間や都市公園「土佐西南大規模公園」の施設の更新や未着工部分などの、事業見直しが必要となっている。 ■下水道及び河川 ・汚水処理人口普及率が 80.9%（平成 27 年度末）である（都市計画区域外を含む）。	■効率的で機能的な交通ネットワークの形成 ・四国横断自動車道の早期整備 ・広域的な交通網の強化 ・公共交通の維持、利便性向上 ・四万十川から中心市街地へのアクセス道路の確保 ■効率的な都市施設の整備 ・未整備の都市計画施設の見直し、必要な施設の整備による都市基盤の充実 ・集落地の伴環境の維持や防災性の向上 ■汚水処理の充実 ・汚水処理の普及率拡大
自然環境の整備又は保全	■法規制 ・大部分に農用地域や森林地域の規制があり、規制の維持により、一定の範囲以上の開発は抑止できると予想される。 ■自然環境 ・最後の清流として知られる「四万十川」の自然景観の保全や「小京都」の愛称を持つ市街地の景観整備などが求められている。	■緑が有する機能の充実 ・法規制の継続による、豊かな自然環境の保全 ・農地・山林の適正な保全と維持 ・四万十川の自然景観・文化的景観の保全や「小京都」としての歴史景観の保全、観光活用
その他	■災害 ・自然が招く厳しい災害に見舞われ、時として多くの人命及び財産を失ってきた。また、今後 30 年以内の発生確率が 70% 程度とされる南海トラフ地震では、甚大な被害が想定されている。 ■その他 ・財源の不足傾向に続き、新たな都市基盤整備に困難な状況になると予想される。	■ソフトとハードによる防災・減災対策 ・被害の軽減に向けた海岸堤防及び河川堤防の耐震化や河川改修の推進 ・河川や下水道の整備を進め、水害を防止 ・災害発生時の迅速な救援や被害軽減に資する都市基盤（避難タワー等）の整備 ・建物の耐震化や避難施設の整備 ・円滑な避難に向けた支援体制 ■人にやさしいまちづくり ・市街地や公共施設のバリアフリー化 ・公共交通の利便性向上 ■生産基盤の維持 ・工業用地の操業環境の維持



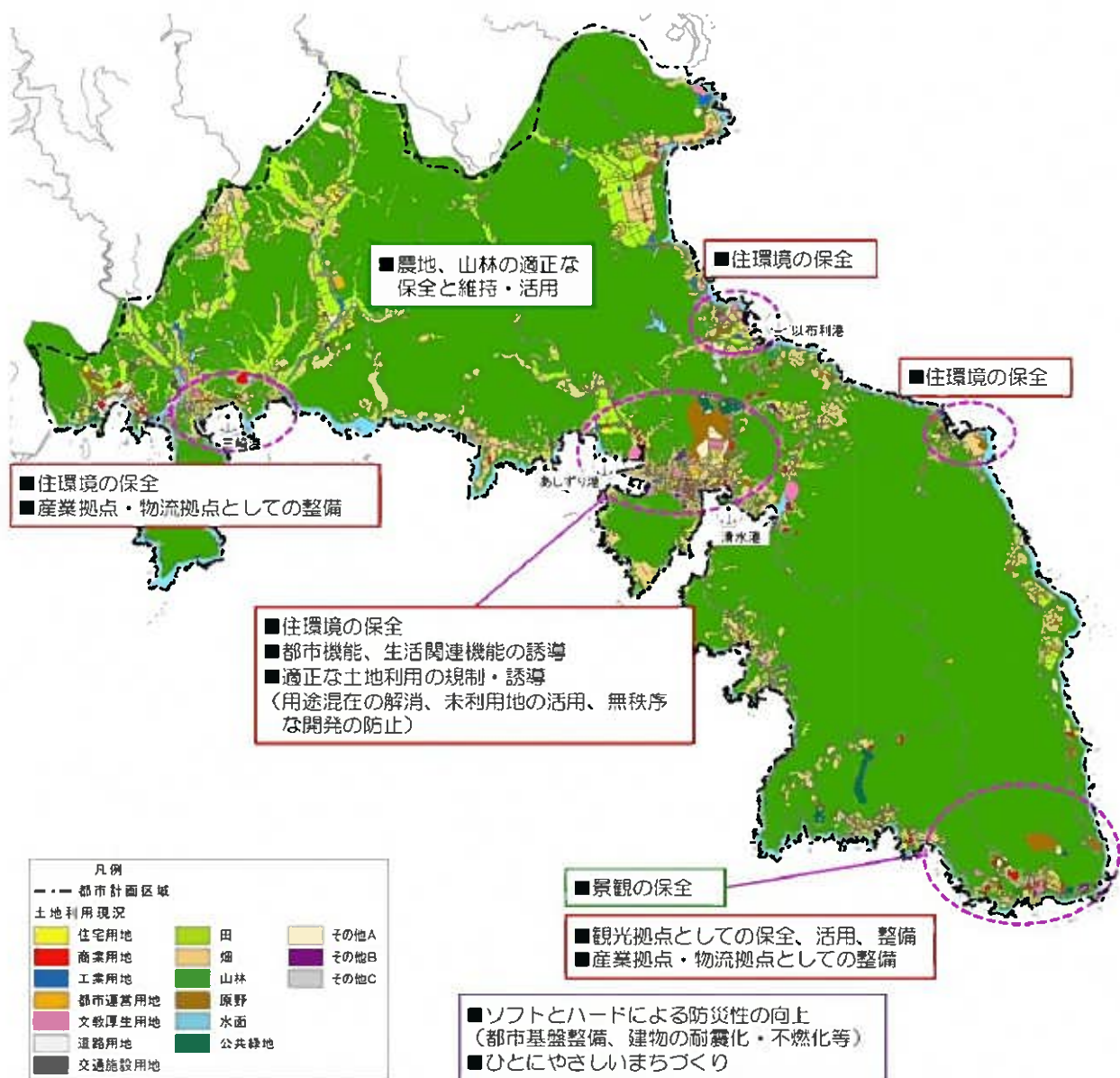
【宿毛都市計画区域】

区分	現状・見通し	方針
土地利用	■人口等 ・人口減少、高齢化、高齢単身世帯の増加が続き、地域活力の低下や、地域コミュニティの維持が困難になると予想される。 ・労働人口の減少により、産業の衰退が懸念と予想される。 ■産業・土地利用 ・中心商業地の衰退により生活に身近な商業機能が低下し、宿毛駅周辺や郊外部への商業機能のシフトが継続すると予想される。 ・人口減少に伴う利用者の減少により、生活サービス施設や公共交通の維持が困難となり、日常生活の利便性が更に低下すると予想される。 ・産業の衰退により、工業団地内の未利用地の活用が進行しないことが懸念される。 ・開発の郊外化に伴い、生活サービス施設のアクセス性が低下することが予想される。 ■開発等動向 ・用途地域指定継続により、ある程度土地利用の規制・誘導が図られると予想される。 ■空き家・街路 ・商業機能の衰退や空き家の増加が進行し、市街地の安全法や景観が損なわれることが懸念される。	■住宅地の適正な配布 ・中心市街地（市役所周辺・宿毛駅周辺）の人口集積地周辺への住宅地の適正な配置 ・集落地の住環境の維持や防災性の向上 ■都市機能の適正な配布 ・宿毛市役所周辺における郊外化の抑制等、適正な土地利用の規制・誘導 ・商業機能の維持、適正な配置 ■工業団地等の活用 ・産業の支援、新規産業の創出（未利用地の活用、アクセス道路の整備等） ・宿毛湾連工業流通団地や高知西南中核工業団地の活用 ■計画的な市街地の整備 ・中心市街地と宿毛駅周辺のそれぞれの特色を生かしたまちづくりの推進 ・宿毛駅周辺の新市街地における土地の適度利用、都市機能の集積、景観整備の検討 ・宿毛湾周辺の産業拠点（工業団地等）の大規模な未利用地の活用、土地の適正利用の推進
都市施設整備	■交通基盤 ・広域ネットワークの形成に向けた四国横断自動車道（中村宿毛道路）の早期完成及び「宿毛～内海」間の早期事業着手が求められている。 ・鉄道は土佐くろしお鉄道がとおり、高知、窪川方面につながる。 ・国道56号などの幹線道路に沿って路線バスが運行されている。 ・利用者の減少により、公共交通の維持が困難になる可能性がある。 ・自家用車以外の移動手段を持たない高齢者の増加により、外出機会や減少や、交通事故が増加する恐れがある。 ・都市計画道路の未整備区間が存在している。 ■下水道及び河川 ・汚水処理人口普及率が62.8%（平成27年度末）である（都市計画区域外含む）。	■効率的で機能的な交通ネットワークの形成 ・宿毛湾と連携した広域交通網の強化 ・広域的交通網の強化 ・自立した日常生活に必要な都市機能（商業機能、産業機能）の充実、広域的交通網との連携強化 ・公共交通の維持、利便性向上 ■効率的な都市施設の整備 ・未整備の都市計画施設の位置し、必要な施設の整備による都市基盤の充実 ■汚水処理の充実 ・汚水処理の普及率拡大
自然環境の整備又は保全	■法規制 ・大部分に農用地区域や森林地域の規制があり、規制の維持により、一定の範囲以上の開発は抑止できると予想される。 ■自然環境 ・農地や山林の荒廃が懸念される。	■緑が有する機能の充実 ・法規制の継続による、豊かな自然環境の保全 ・農地、山林の適正な保全と維持 ・都市計画区域の活用
その他	■災害 ・自然が招く厳しい災害に見舞われ、時として多くの人命及び財産を失ってきた。また、今後30年以内の発生確率が70%程度とされる南海トラフ地震では、甚大な被害が想定されている。 ■その他 ・財源の不足傾向は続き、新たな都市基盤整備は困難な状況になると予想される。	■ソフトとハードによる防災・減災対策 ・被害の軽減に向けた海岸堤防及び河川堤防の耐震化や河川改修の推進 ・災害発生時の迅速な救援や被害軽減に資する都市施設の整備 ・建物の耐震化や避難施設の整備 ・円滑な避難に向けた支援体制 ■人にやさしいまちづくり ・市街地や公共施設のバリアフリー化 ・公共交通の利便性向上 ・生活サービス施設等の集積と適正な配置 ・子育て世代や高齢者に対応できる拠点の形成、高齢者住宅の整備



【土佐清水都市計画区域】

区分	現状・見通し	方針
土地利用	■人口等 ・人口減少、高齢化、高齢単身世帯の増加が続き、地域活力の低下や、地域コミュニティの維持が困難になると予想される。 ・労働人口の減少により、産業の衰退が続くと予想される。 ■土地利用・産業 ・中心商業地の衰退により生活に身近な商業機能の低下が予想される。 ・人口減少に伴う利用者の減少により、生活サービス施設や公共交通の維持が困難となり、日常生活の利便性が更に低下すると予想される。 ・商業機種の衰退や空き家、低・未利用地の増加が進行し、市街地の安全性や景観が損なわれることが懸念される。	■住宅地の適正な配置 ・市街地（土佐清水市役所周辺や三崎地区周辺）等の人口集積地圏への住宅地の適正な配置 ■都市機能の適正な配置 ・日常生活に必要な都市サービス機能の維持、立地誘導、適正な配置（高齢化を見据えた人口集積地誘導・同定など） ・良好な住環境の創出に向けた、中心市街地（土佐清水市役所周辺）への生活関連機能の誘導による市街地の形成と郊外化・低密度化の防止・対応 ・地域活力の低下を見据えた、交流人口の増加対策（地域資源を活かした観光振興、移住IR等） ・海岸線を中心とした新たな観光拠点の形成 ■計画的な市街地の整備 ・中心市街地（土佐清水市役所周辺）における建物の更新・耐震化、道路等の都市基盤整備の推進 ・空き家の発生防止と活用など、市街地の防災性の向上と景観の保全 ・市街地開発事業に伴う道路整備
都市施設整備	■交通基盤 ・国道321号などの幹線道路に沿って路線バスが運行されている。 ・利用者の減少により、公共交通の維持が困難になる可能性がある。 ・自家用車以外の移動手段を持たない高齢者の増加により、外出機会の減少や、交通事故が増加する恐れがある。 ■都市基盤 ・都市計画道路（幹線街路）および都市計画公園（近隣公園、総合公園）の未着手事業の見直しが必要となっている。 ■下水道及び河川 ・汚水処理人口普及率が86.3%（平成27年度末）である（都市計画区域外含む）。	■効率的で機能的な交通ネットワークの形成 ・公共交通の維持、利便性向上 ・商業拠点・防災拠点としての、港町の活用、整備 ■効率的な都市施設の整備 ・未整備の都市計画施設の見直し、必要な施設の整備による都市基盤の充実 ・集積地の住環境の維持や防災性の向上 ■汚水処理の充実 ・汚水処理の普及率拡大
整備又は保全の自然的環境	■法規制 ・大部分に農用地区域や森林地等の規制があり、国定公園地域があるなど自然環境が豊かである。規制の維持により、一定の範囲以上の開発は抑止できると予想される。 ■自然環境 ・高知県を代表する観光スポットである竜市・足摺岬の「オアシスパーク」への申請が検討されている。	■緑が有する機能の充実 ・法規制の継続による、豊かな自然環境の保全 ・農地、山林の適正な保全と維持 ・重要な海岸観光資源である、海岸地帯の保全 ・足摺岬など、地域資源の維持・保全および観光活用（景観整備、道路整備、求道用施設の整備など）
その他	■災害 ・自然が招く厳しい災害に見舞われ、時として多くの人命及び財産を失ってきた。また、今後30年以内の発生確率が70%程度とされる南海トラフ地震では、甚大な被害が想定されている。 ■その他 ・財源の不足傾向は続き、新たな都市基盤の整備は困難な状況になると予想される。	■ソフトとハードによる防災・減災対策 ・被害の軽減に向けた海岸堤防及び河川堤防の耐震化や河川改修の推進 ・災害発生時の迅速な救援や被害軽減に資する、都市施設（避難タワー等）の整備 ・建物の耐震化や避難施設の整備 ・円滑な避難に向けた支援体制 ■人にやさしいまちづくり ・市街地や公共施設のバリアフリー化 ・生活サービス施設等の集積と適正な配置



(3) 都市計画区域指定の範囲について

【幡東都市計画区域】

幡東都市計画区域は、黒潮町の一部を都市計画区域として指定しています。

以下の現状および見通しを踏まえ、現行の都市計画区域の維持を原則としつつ、将来的に都市の動向に変化が生じた（または変化が見込まれた）際には、必要に応じて区域の拡大・縮小を検討します。

	地区の現状及び見通し	区域変更の必要性
都市計画区域内	・ 将来的な人口・産業動向は減少傾向にあり、今後も同様の傾向が予測されます。 ・ 開発動向をみても、近年大規模な行為はなく、今後も開発力は高くないと予測されます。こうしたことから、今後、新たに大きな土地需要は発生しないと考えられます。 ・ ただし、今後の道路整備（四国横断自動車道の延伸等）に伴い、IC周辺の都市化の可能性があり、計画的な市街地形成が必要です。 ・ 既成市街地では、秩序ある土地利用が必要です。また、良質な居住環境を維持・創出するためには、都市施設（道路など）の整備が重要です。 ・ 山林部分（市街地周辺は除く）では、自然公園など各種法律による規制区域が指定されており、地形条件や人口・産業・開発の見通しからも大きな開発が行われる可能性や都市施設整備の必要性は低いと考えられます。 ・ 良好な川園環境の保全など、都市と自然の共生を図るためには、現在の都市計画区域を維持していくことが必要と考えられます。 ・ 地震による甚大な被害が想定される本区域では、防災または復興整備として都市計画事業（基盤整備、施設整備など）の導入が考えられます。 ・ また、海岸線に大部分の市街地が形成される本区域では、今後、最大クラスの津波による浸水被害を考慮した場合に、内陸部や市街地周辺の高台において、新たに計画的な市街地（一団地の津波防災拠点市街地形成施設など）を形成することも考えられます。	→市街地とその周辺の農地等の平坦地、および隣接山地部分では、現行どおり都市計画区域の維持が必要です。
都市計画区域外	・ 今後の四国横断自動車道の延伸や国道56号大分改良に伴い、沿道周辺への流通施設等の立地や開発の拡大の可能性がります。	→現行の都市計画区域の維持を原則としますが、今後の動向により都市計画区域の拡大を検討する必要があります。

【中村都市計画区域】

中村都市計画区域は、四万十市の一部を都市計画区域として指定しています。

以下の現状および見通しを踏まえ、現行の都市計画区域の維持を原則としつつ、将来的に都市の動向に変化が生じた（または変化が見込まれた）際には、必要に応じて区域の拡大・縮小を検討します。

	地区の現状及び見通し	区域変更の必要性
都市計画区域内	・ 将来的な人口・産業動向は減少傾向にあり、今後も同様の傾向が予測されます。 ・ 開発動向をみても、近年大規模な行為はなく、今後も開発圧力は高くないと予測されます。こうしたことから、今後、新たに大きな土地需要は発生しないと考えられます。 ・ ただし、今後の道路整備（四国横断自動車道の延伸等）に伴い、IC周辺の都市化の可能性があり、計画的な市街地形成が必要です。 ・ 中心部では、既に都市施設が整備されており、市街地開発事業も実施されています。 ・ 既成市街地では、秩序ある土地利用が必要です。また、良質な居住環境を維持・創出するためには、都市施設（道路、公共下水道など）の整備が重要です。 ・ 山林部分（市街地周辺は除く）では、自然公園など各種法律による規制区域が指定されており、地形条件や人口・産業・開発の見通しからも大きな開発が行われる可能性や都市施設整備の必要性は低いと考えられます。 ・ 良好な田園環境の保全など、都市と自然の共生を図るためには、現在の都市計画区域を維持していくことが必要と考えられます。 ・ 南海トラフ地震による甚大な被害が想定される本区域では、防災または復興整備として都市計画事業（基盤整備、施設整備など）の導入が考えられます。 ・ 都市計画区域内に地震発生時の津波による浸水の被害が想定されている地域があり、有事の際には一帯に大規模被害が予想されていることから、都市防災に留意したまちづくりの必要があります。	→市街地とその周辺の農地等の平地地、および隣接山地部分では、現行どおり都市計画区域の維持が必要です。
都市計画区域外	・ 今後の四国横断自動車道の延伸の設置に伴い、沿道周辺への流通施設等の立地や開発の拡大の可能性がります。	→現行の都市計画区域の維持を原則としますが、今後の動向により都市計画区域の拡大を検討する必要があります。

【裾野都市計画区域】

裾野都市計画区域は、裾野市の一部を都市計画区域として指定しています。

以下の現状および見通しを踏まえ、現行の都市計画区域の維持を原則としつつ、将来的に都市の動向に変化が生じた（または変化が見込まれた）際には、必要に応じて区域の拡大・縮小を検討します。

	地区の現状及び見通し	区域変更の必要性
都市計画 区域内	・ 将来的な人口・産業動向は減少傾向にあり、今後も同様の傾向が予測されます。 ・ 開発動向をみても、近年大規模な行為はなく、今後も開発圧力は高くないと予測されます。こうしたことから、今後、新たに大きな土地需要は発生しないと考えられます。 ・ ただし、今後の道路整備（四国横断自動車道の延伸等）に伴い、IC周辺の都市化の可能性があり、計画的な市街地形成が必要です。 ・ 中心部では、既に都市施設が整備されており、市街地開発事業も実施されています。 ・ 既成市街地では、秩序ある土地利用が必要です。また、良質な居住環境を維持・創出するためには、都市施設（道路など）の整備が重要です。 ・ 山林部分（市街地周辺は除く）では、自然公園など各種法律による規制区域が指定されており、地形条件や人口・産業・開発の見通しからも大きな開発が行われる可能性や都市施設整備の必要性は低いと考えられます。 ・ 良好な田園環境の保全など、都市と自然の共生を図るためには、現在の都市計画区域を維持していくことが必要と考えられます。 ・ 南海トラフ地震による甚大な被害が想定される本区域では、防災または復興整備として都市計画事業（基盤整備、施設整備など）の導入が考えられます。 ・ 都市計画区域内に地震発生時の津波による浸水の被害が想定されている地域があり、有事の際には一帯に大規模被害が予想されていることから、都市防災に留意したまちづくりの必要があります。	一市街地とその周辺の農地等の平田地、および隣接山地部分では、現行とおり都市計画区域の維持が必要です。
都市計画 区域外	・ 今後の四国横断自動車道の延伸に伴い、沿道周辺への流通施設等の立地や開発の拡大の可能性もあることから、今後の土地利用の動向等を注視する必要があります。	・ 現行の都市計画区域の維持を原則としますが、今後の動向により都市計画区域の拡大を検討する必要があります。

【土佐清水都市計画区域】

土佐清水都市計画区域は、土佐清水市の一部を都市計画区域として指定しています。

以下の現状および見通しを踏まえ、現行の都市計画区域の維持を原則としつつ、将来的に都市の動向に変化が生じた（または変化が見込まれた）際には、必要に応じて区域の縮小を検討します。

	地区の現状及び見通し	区域変更の必要性
都市計画 区域内	・ 将来的な人口・産業動向は減少傾向にあり、今後も同様の傾向が予測されます。 ・ 開発動向をみても、近年大規模な行為はなく、今後も開発圧力は高くないと予測されます。こうしたことから、今後、新たに大きな土地需要は発生しないと考えられます。 ・ 中心部では、既に都市施設が整備されており、市街地開発事業も実施されています。 ・ 既成市街地では、秩序ある土地利用が必要です。また、良質な居住環境を維持・創出するためには、都市施設（道路など）の整備が重要です。 ・ 限りある平坦地（農地）では、無秩序な開発の抑制が必要です。 ・ 山林部分（市街地周辺は除く）では、自然公園など各種法律による規制区域が指定されており、地形条件や人口・産業・開発の見通しからも大きな開発が行われる可能性や都市施設整備の必要性は低いと考えられます。 ・ 南海トラフ地震による甚大な被害が想定される本区域では、防災または復興整備として都市計画事業（基盤整備、施設整備など）の導入が考えられます。 ・ また、海岸線に大部分の市街地が形成される本区域では、今後、最大クラスの津波による浸水被害を考慮した場合に、内陸部や市街地周辺の高台において、新たに計画的な市街地（一団地の津波防災拠点市街地形成施設など）を形成することも考えられます。	→市街地とその周辺の農地等の平坦地、および隣接山地部分では、現行どおり都市計画区域の維持が必要です。
都市計画 区域外	・ 都市計画区域内に市街地が形成されており、今後も効果的な基盤整備は必要ですが、都市計画事業における施設整備の必要性は見込まれません。	→都市計画区域の拡大の検討は行いません。

2 都市計画の目標

(1) 基本的事項

1) 目標年次

本計画は、おおむね 20 年後の都市の姿の展望をもとに、将来目標をかかげます。市街地の規模、都市施設及び市街地開発事業など具体的な整備計画については、おおむね 10 年後の中間目標を設定して計画します。

このため、平成 27 年を基準年として、中間年次を平成 37 年、目標年次を平成 47 年とします。

2) 将来フレーム*

今後とも人口減少が続くと予測されるなか、各地域がそれぞれの特徴を活かして自立的かつ持続的な社会をつくることを目的として、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。各地域が「総合戦略」で示した施策を積極的に推進し、出生率の回復、転入促進、転出抑制を図ることを前提として、幡多圏域都市計画区域マスタープランの将来フレーム（都市計画区域内人口）を以下のように設定します。

都市計画区域内		基準年 平成 27 年 (2015 年)	中間年次 平成 37 年 (2025 年)	目標年次 平成 47 年 (2035 年)
幡東（黒潮町）	人口フレーム	5.8 千人	8.5 千人	7.5 千人
	参考値	(9.5 千人)	(7.9 千人)	(6.4 千人)
中村（四万十市）	人口フレーム	—	22.9 千人	21.2 千人
	参考値	(24.1 千人)	(21.9 千人)	(19.4 千人)
宿毛（宿毛市）	人口フレーム	—	11.7 千人	10.5 千人
	参考値	(13.0 千人)	(11.4 千人)	(9.8 千人)
土佐清水（土佐清水市）	人口フレーム	—	10.3 千人	8.8 千人
	参考値	(11.9 千人)	(9.9 千人)	(8.0 千人)

※人口フレームは、各市町村のまち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョンから、H27・H37・H47 の人口を推計したものに、国勢調査の結果から算出される各市町村の総人口に占める都市内人口のシェア率を掛け算出した値。

※参考値は、H22 国勢調査を基準とした国立社会保険・人口問題研究所の市町村単位の推計値に、将来の都市計画区域内人口シェア率を掛けて算出した値。

(2) まちづくりの基本理念

幡多圏域における圏域づくりの基本理念を以下のように設定します。

黒潮の恵み発信、賑わいの楽しまん ～人・自然・地域みんなが元気いきいき～

本圏域は、全国的にも有名な四万十川や柏島をはじめ、沿岸を流れる黒潮による海・山からの恵み、全国トップの森林率を誇る山の恵みなど、豊かな大自然が保たれています。その豊かな自然に育まれてきた文化・生活を営み続けてきた人・地域の風土を活かして、圏域内外と連携しながら、快適で安全な生活環境の充実に図り、魅力あるまちづくりを目指します。

また、自然環境の保全・活用を図り、持続可能なまちづくりを進めるとともに、賑わいや活力あふれるまちづくりに向けて、産業振興や地域活性化に資する都市整備を推進します。

(3) まちづくりの基本方針

基本理念を実現するため、以下の3つの基本方針を設定します。

方針① 快適で安心・安全な居住環境を備えた持続可能なまちづくり

適正な都市機能の配置を行うとともに、生活環境や総合的な交通体系の整備を進め、地域住民の良質な生活空間を確保します。また、1・リターン希望者の移住先として住みやすい園域となるよう受け入れ態勢の構築を行い、園域の活性化に寄与する交流人口及び定住人口の拡大を目指します。

また、安心・安全な居住環境を備えた持続可能なまちづくりを目指して、密集市街地における老朽化・空き家への対策、建物の耐震化・不燃化、避難施設の整備を推進します。

さらに、南海トラフ地震における津波による被災に対しては、海上からの緊急物資輸送の一次拠点港である宿毛湾港、二次防災拠点港である清水漁港、佐賀漁港からの物資輸送により復興に備えます。

- 都市機能の適正な配置と整備
- 広域交通網の整備促進
- 交流人口及び定住人口の増加
- 防災・減災に向けた基盤整備

方針② 地域資源を最大限に活かした魅力あるまちづくり

本園域が多数有する豊かな自然環境や優れた地域資源を、観光産業はもとより、移住促進などにも有用な素材として、保全・維持を念頭に置き、素材みがきやネットワーク化により、地域が保有するポテンシャルを最大限に発揮し、利活用を図ります。

地域が多数保有する地域資源そのものの良さと、付加価値化によるブランドの魅力の向上を図ります。

- 地域が誇る自然・歴史・文化資源の保全と利活用
- 地域産業によるブランドの魅力の向上

方針③ 人・モノが交流する活力あふれるまちづくり

磨きをかけた地域資源の発信を支える広域交通網の整備を進めるとともに、多方面と連携して情報発信することで認知度を広めるなど、園域の活性化と交流人口および定住人口の増加につなげていきます。

また、本園域内における各拠点がそれぞれの役割を果たしつつ、様々な共通課題に連携して対処し、結びつきを強化することで、園域内のみならず、県内外との交流を活発に行い、地域活力の向上を目指します。

- 地域産業によるブランドの魅力の向上
- 広域交通網の整備促進
- 交流人口及び定住人口の増加
- 都市機能の適正な配置と整備

(4) まちづくりの考え方と方向性

◇都市機能の適正な配置と整備

本圏域においては、四万十市を圏域拠点として位置づけ、周辺地域の都市的サービス等を供給する拠点として、県西部地域発展の原動力となる都市機能の拡充を図ります。特に、既存の市街地や主要な集落に所在する既存ストックについて、都市機能の必要性を配慮しつつ配置の適正化を図り、必要に応じて施設用途の変更などを行うなどの有効活用により、様々な都市機能の集積を図ります。

◇広域交通網の整備促進

本圏域は、県中央部から離れ、厳しい地理的制約条件により道路整備が遅れ、その不利な広域交通環境が地域産業の振興や観光発展の制約となってきました。今後とも、佐賀港や清水港などの新鮮な海産物をより速く、より遠くの市場へ安定的に輸送できるよう四国横断自動車道の整備促進が必要です。

また、防災や医療の連携を強めるため、広域交通網を支える地域内のアクセス道路の機能強化を図ります。

◇交流人口及び定住人口の増加

近年、豊かな地域資源を活かした体験型短期滞在などの情報発信や多様な受入体制の構築により、高知県への移住者が増えています。本圏域が移住候補地となるよう魅力ある生活環境整備が必要です。

また、集落活動センターに代表されるような、地域が主体となった交流・移住を支援するほか、高齢者の生活支援サービス等の場づくりを進め、人口の定着につながる支援も重要です。

◇防災・減災に向けた基盤整備

本圏域は、台風の影響を受けやすく、落石・山腹崩壊の発生で幹線道路の通行止めや、河川氾濫による浸水被害が度々発生しています。また、人々が多く住む沿岸部では、南海トラフ地震による揺れや液状化、火災、大規模な浸水被害が予測されています。

安全・安心な生活環境を創造するため、都市施設の整備や集落整備による防災・減災対策を進めます。

◇地域が誇る自然・歴史・文化資源の保全と利活用

「足摺宇和海国立公園」や「入野県立自然公園」、「宿毛県立自然公園」をはじめとする自然環境・地域資源や、重要文化的景観（四万十川）に代表される生態系や文化資源の保全と、その価値を十分に発揮させた体験型の観光資源や学習の場としての利活用を図ります。

◇地域産業によるブランドの魅力の向上

本圏域が多数保有する魅力あふれる農水産品、石質のよい原石を加工した土佐産やおいしい米から作る三原村のどぶろくなど、豊かな自然資源を活用した地場産業の振興を支援します。

また、特産品の二次産業化は地域経済の活性化に寄与することから、流通や販促につながる連携を支援するとともに既存の地域資源に付加価値を見出し、圏域ブランドの確立が必要です。

(5) 圏域の将来像

1) 拠点と連携軸の設定と役割

◇持続可能な都市づくり

【圏域拠点】

圏域内に所在する各都市の相互扶助を支える「圏域の要」として、商業・業務など広域的な役割を担う多様な都市機能を維持・集積する区域

- ・ 四万十市中心部（市役所および土佐くろしお鉄道中村駅周辺の区域）

【地域拠点】

圏域拠点ほどの広域性はないものの、圏域拠点を補完する一定程度の都市機能を維持・集積するとともに、自立した日常生活に必要な生活関連機能を維持・集積する区域

- ・ 宿毛市中心部（市役所および土佐くろしお鉄道宿毛駅、東宿毛駅周辺の区域）
- ・ 土佐清水市中心部（市役所周辺）
- ・ 黒潮町中心部（大方地区：町役場および土佐入野駅周辺の区域）（旧大方町）

【生活拠点】

圏域拠点や地域拠点など、近隣の他地域との連携により都市機能を強化し、日常生活を支える生活関連機能を維持・集積する区域

- ・ 大月町、三原村、旧佐賀町〔現黒潮町〕、旧西土佐村〔現四万十市〕

【自然交流ゾーン】

圏域内の各都市における広域的なレジャーや余暇需要に対応し、定住や交流の促進に寄与する区域

- ・ 自然公園区域
足摺宇和海国立公園、宿毛県立自然公園、入野県立自然公園

【広域連携軸】

主に県外や国域間など広域的な連携・相互補完を担う幹線道路および鉄道

※高速道路網のほか、地域の発展や産業の振興に寄与し、国域内外の広域的な交通を担う道路

- ・ 道路網
四国横断自動車道（片坂バイパス、窪川佐賀道路、中村宿毛道路、佐賀～四万十間、宿毛～内海間）
国道 56 号
- ・ 公共交通網
土佐くろしお鉄道中村・宿毛線

【国域連携軸】

主に国域内の各拠点や各都市における都市活動や産業活動などの相互補完・機能分担を支援・連携する道路

- ・ 道路網（国道）
国道 321 号、国道 381 号、国道 439 号、国道 441 号
- ・ 道路網（主要地方道）
県道宿毛津島線、県道宿毛城辺線、県道西土佐松野線、県道下田港線、県道土佐清水宿毛線、県道中土佐佐賀線、県道足摺岬公園線、県道宿毛宗呂下川口線、県道中村下田ノ口線、県道柏島二ツ石線、県道中村宿毛線、県道有岡川登線、県道大方大正線

【地域連携軸】

主に国域内の各拠点や各都市の連携を担うバス交通等、公共交通の整備された道路

- ・ 道路網（一般県道など）
県道川登中村線、県道宗呂中村線、県道岡本大方線など

◇都市活力の維持・向上

【産業拠点】

圏域の持続的な発展に向けて、産業集積や新たな企業の立地・誘致を図るべき区域

- ・宿毛港湾工業流通団地（宿毛市）
- ・高知西南中核工業団地（宿毛市）

【交流拠点】

<公園>

広域的なレジャーや余暇需要に対応し、交流の促進に寄与する区域

- ・地区公園以上の都市公園
 - 黒潮町・四万十市：土佐西南大規模公園（広域公園）
 - 四万十市：安並運動公園（運動公園）
 - 宿毛市：宿毛市総合運動公園（総合公園）、宿毛運動公園（運動公園）
 - 土佐清水市：土佐清水総合公園（総合公園）

<歴史・文化>

個性ある歴史・文化資産や景観を有する施設または区域であり、これら資源の保全・利活用や交通アクセスの向上を支援することで魅力ある都市づくりに結びつける区域

- ・四国霊場八十八箇所
金剛福寺（土佐清水市）、延光寺（宿毛市）
- ・重要文化的景観『四万十川流域の文化的景観』（景観）
下流域-生業と流通・往来（重点地区・四万十市）

<その他>

地域資源を活用し、地場産業や観光の振興に寄与する施設または区域であり、広域交流による地域近隣の向上を目指して都市基盤の整備を進める区域

- ・道の駅
ピオスおおがた（黒潮町）、なぶら土佐佐賀（黒潮町）、よつて西土佐（四万十市）、すくも（宿毛市）、めじかの里土佐清水（土佐清水市）、大月（大月町）
- ・エリア
オートキャンプ場とまろっと、四万十学遊館、四万十川観光開発遊覧船（四万十川中流域）
四万十カヌーとキャンプの里かわらっこ、西土佐観光協会カヌー館（四万十川上流）
足摺岬、足摺海洋館、足摺海底館、ジョン万次郎資料館、足摺テルメ（土佐清水市）
- ・港湾
宿毛港（旅客ターミナル）（宿毛市）

【防災拠点】

広域的な防災機能を備えた「総合防災拠点」、県内全域の広域的な医療救護活動の支援を担う「災害拠点病院」、総合防災拠点と連携した緊急物資輸送の拠点となる「防災拠点港」

- ・ 総合防災拠点（高知県総合防災拠点基本構想）
宿毛市総合運動公園、土佐清水総合公園
- ・ 災害拠点病院（高知県災害時医療救護計画）
県立幡多けんみん病院（宿毛市）
- ・ 防災拠点港（防災拠点港配置計画）
宿毛港湾、あしずり港

【小さな拠点】

中山間地域に暮らす人々の生活やコミュニティを守る拠点

- ・ 地域の支え合いや活性化の拠点
集落活動センター
- ・ 小規模で多機能な高知型福祉の支援拠点
あったかふれあいセンター

2) 将来像のイメージ



3 区域区分等の方針

(1) 区域区分の有無

以下の(2)(3)(4)の検討結果より、本圏域では区域区分を定めないとし、今後の市街地の動向等を踏まえ、都市計画法の運用による良好な都市環境の形成を図っていきます。

なお、以下の(2)(3)(4)では、本圏域に含まれる4つの都市計画区域（幡東・中村・宿毛・土佐清水）のみを対象に検討しています。

(2) 市街地の拡大・縮小の可能性

当該区域は、山と海に囲まれており、市街地や集落は河川流域や沿岸の一部の区域に限定して形成されています。地形条件が厳しい地域であり、市街地が拡大していく可能性は低いと予測されます。また、本圏域には国立公園区域に指定された地域が多く含まれ、利用可能な土地が限られているため、無秩序な市街地の拡大は起こりにくい状況にあります。

人口の動向をみると、各区域ともに市街化圧力が高まる要因となる人口の状況は減少傾向で推移しており、将来的にも宅地需要の大幅な増加は見込めず、市街地が大きく拡大する可能性は低いと考えられます。

なお、県および各市町の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、将来推計値に政策目標値が上乗せされた人口の将来展望が示されていますが、市街地に散見される空き家や低・未利用地の活用により、現在の市街地で収容することができる規模と考えられ、市街地の大きな拡大には至らないものと予測されます。

商業動向をみると、商品販売額、店舗数とも減少傾向にあります。工業動向をみると、製造品出荷額、事業所数とも減少傾向にあります。

また、第3期高知県産業振興計画で目指す拡大再生産が実現した場合においても、生産効率の向上や低・未利用地等の活用など、現在の工業地等で収容することができる規模と考えられます。

以上より、産業の見通しとしては、市街地の大きな拡大には至らないものと予測されます。

次に、市街化圧力としては、近年、開発許可（3,000㎡以上）および大規模集客施設（1,000㎡以上）の立地はなく、宅地の新築着工および農地転用はそれぞれ減少傾向にあり、今後も大規模な民間整備等も予定されていません。

長期的な展望として、計画または事業化が進む四国横断自動車道の全線開通に伴う市街化の動向を注視する必要がありますが、今後10年間に於いて、これら広域幹線道路の整備に伴う大きな市街地拡大の可能性は低いと考えられます。

(3) 良好な環境を有する市街地の形成

当該区域においては、効率的な都市整備が実施されてきた結果、一定のまとまりのある市街地が形成されています。

中村都市計画区域および宿毛都市計画区域では、中村駅や宿毛駅周辺の中心市街地および土地区画整理事業¹⁴が実施された古津賀地区や宿毛駅前地区及び宿毛駅東地区、また、西南中核工業団地が位置する平田IC周辺といった要所において、用途地域が指定され、計画的な土地利用の誘導が図られてきており、この規制によりスプロール化¹⁵等の無秩序な土地利用の防止など一定の効果も上げています。

今後、高知県産業振興計画に基づいた様々な取り組みにより、本圏域においても産業面の活性化が図られますが、低・未利用地も介在することから適切な土地利用の誘導などを行うことで、用途混在の進展などによる急激な居住環境悪化の可能性は低いと予測されます。

なお、これまでの計画的なインフラ整備により道路、下水道等の地域住民の生活に直結する都市基盤整備は確保されており、今後は、既存施設の効率的な維持管理と利活用を行うことで、施設の長寿命化やランニングコストの削減などに取り組み、将来を見据えた都市基盤整備を行うことが必要です。

(4) 緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮

本圏域においては、海・山・川に至る豊かな自然環境に恵まれ、市街地の周辺には良好な田園環境が広がっています。

各都市計画区域におけるこれらの自然環境は、自然公園地域等による法規制、用途地域による土地利用の規制・誘導はもとより「四万十川条例」の制定や「四万十川流域の文化的景観」の選定などによる自然環境保全に向けた取り組みによって、良好な環境が保たれています。

4 主要な都市計画の決定の方針

4-1 土地利用に関する都市計画の方針

(1) 主要用途の配置の方針

1) 住宅地

園域拠点のように都市機能が集積した地域では、住宅地への利便性が高まるように低・未利用地を有効に活用し、良好な居住環境の形成を図り、維持していきます。

その他の市街地には核建を中心とした住宅地を配置し、安全・快適な居住環境の形成を図ります。

また、整備済または整備中の土地区画整理事業地区や一団となった住宅地等では、多様なニーズに対応した魅力ある住環境の形成を目指し、商業・業務施設などと共存しながら、居住環境の改善を図ります。

2) 商業・業務地

都市機能が既集積する市役所周辺には、中密度な商業地を配置し、園域内の各都市の相互扶助を支える「園域の要」として、広域交流を促進する多様な都市機能の充実を図るとともに、必要に応じて土地の高度利用を図ります。

また、既に商業施設が集積する中心市街地には、低中密度な商業地を配置し、周辺居住環境への影響に配慮しながら、日常レベルの生活関連機能の維持・集積を図ります。

国道56号など幹線道路沿道には、低中層・低中密度な商業地を配置し、日常レベルの生活関連機能や沿道サービス施設、主に観光客を対象とする商業施設の維持・集積を図ります。

3) 工業・流通業務地

本園域の既存の工業団地は産業拠点として、高規格道路や宿毛港湾などの機能を活かしながら、工業施設の集積、産業構造の変化に対応した工業の高度化や多様化、産業活動の効率化を進め、機能強化を図ります。

今後の工業地需要の増加に対しては、既存の工業団地などの低・未利用地を活用するほか、新たに整備されるIC周辺において地区計画などを活用しながら新たな工業団地の形成を図ります。

流通業務施設については、既存の宿毛港湾工業流通団地、あしずり港など既に施設が集積している地区へ誘導することにより、流通拠点としての機能強化を図ります。

4) その他

本園域には、重要文化的景観に認定された四万十川や、海岸沿いの自然公園など、自然・観光資源が存在しています。今後とも、魅力ある景観の保全や、地域活性化や交流機能の拡大を図ります。

(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

主要用途別の密度構成とそのおおむねの区域を次のように定めます。

圏域拠点については、業務・商業などにおいて多様な都市機能を持ち、生活関連機能を維持集積していく地域として、土地の中密度利用を図ります。

地域拠点及び生活地域については、地域に必要な商業・業務機能などを配置し、日常生活を支える生活関連機能を維持していく地域として、土地の中・低密度利用を図ります。

これ以外については、低密度利用を図る地域とします。

主要用途別	密度構成	
	中密度利用を図る地域	低密度利用を図る地域
住宅地	(圏域拠点) ・四万十市中村地区 (地域拠点) ・黒潮町大方地区(本庁舎周辺) ・黒潮町佐賀地区(佐賀駅周辺) ・宿毛市片島地区 ・宿毛市西町地区 ・宿毛市松町地区 ・土佐清水市清水地区(市役所周辺) ・土佐清水市三崎地区	(地域拠点など) ・黒潮町の左記以外の住宅地 ・四万十市具同地区 ・四万十市古津賀地区 ・宿毛市の宿毛駅周辺 ・土佐清水市以布利地区
商業・業務地	(圏域拠点) ・四万十市 中村駅～中村市役所周辺 ・四万十市具同地区(国道56号沿道) ・四万十市古津賀地区(国道56号沿道) (地域拠点) ・宿毛市役所周辺を中心とする中心商業地 ・宿毛市の宿毛駅周辺 ・土佐清水市役所周辺 ・土佐清水市三崎地区 ・土佐清水市足摺町周辺	(地域拠点など) ・黒潮町大方地区(土佐入野駅周辺) ・黒潮町佐賀地区(土佐佐賀駅周辺) ・黒潮町窪川佐賀道路(佐賀1C)～ ・土佐佐賀駅間の伊予木川左岸 ・四万十市安並右山線、大橋通線の沿道
工業・流通業務地	・四万十市具同工業団地 ・宿毛港湾 ・宿毛港湾工業流通団地(宿毛地区) ・高知西南中核工業団地(平川地区) ・土佐清水市あしずり港	・黒潮町大方地区(土佐入野駅周辺) ・黒潮町佐賀地区(土佐佐賀駅周辺) ・黒潮町窪川佐賀道路(佐賀1C)～ ・土佐佐賀駅間の伊予木川左岸

(3) 市街地の土地利用の方針

1) 居住環境の改善又は維持に関する方針

本圏域の既成市街地には、4m未満の狭小幅員道路で構成される木造密集市街地が多く存在し、災害時の建物倒壊やそれに伴う避難路の遮断、火災の延焼など防災上の危険性が高くなっています。こうしたことから、街路や広場など必要な基盤整備を検討するとともに、耐震診断の建て替え時の不燃化・耐震化を促進し、安全で快適な居住環境の形成を図ります。

空き家など低・未利用地が増加する地区では、その適正な維持管理を所有者に働きかけるとともに、移住者への紹介や、交流拠点としての活用など、目指すべき市街地像や周辺土地利用と整合した有効活用方策を検討します。

計画的に整備された住宅地では、将来にわたってその良質な居住環境の維持に努めます。また、土地利用計画に沿った適切な土地利用の誘導を行うために、現在の土地利用の現況などを踏まえ、将来的な土地利用の交換などを鑑み、必要に応じて見直しを行います。

2) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地に潤いを与える空間として、四万十川、後川、中筋川、松山川、与市明川等の親水性の向上に努めるとともに、流域に位置する農地など、優良農地の保全を図り、住宅地との調和に配慮します。

沿岸部はほとんど国立公園区域に含まれ保全されていますが、特に海岸部や市街地から望む尾根筋など、景観に配慮した緑地保全に努めます。

また、土佐西南大規模公園は、幡多都市計画区域および中村都市計画区域にまたがる県内最大級の都市計画公園ですが、未整備箇所も存在し、施設の老朽化も課題となっており、今後、利用ニーズに対応した計画の練り直しや、整備を推進していくこととします。

(4) その他の土地利用の方針

1) 市街地と優良な農地の健全な調和に関する方針

市街地周辺に広がる農業振興地域内の優良農地は、耕作放棄などによる無秩序な開発を抑制し、農業振興施策と連携しながら適正な保全に努めます。

2) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

急傾斜地崩壊や土石流危険渓流、河川氾濫、津波浸水等による災害発生の危険性が高い区域では、災害防止の観点から土砂災害（特別）警戒区域の指定などで、開発を抑制します。

また、既に居住者がいる区域では、防災・減災対策の推進、安全な区域への居住誘導などソフト対策に取り組めます。

3) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

都市の自然環境を形成する山林や農地、河川、海岸などの緑地は、都市の環境、防災、治水、水源確保、景観などの観点から保全に努めるとともに、自然とふれあう森林や海洋レジャーなどの場として、緑地の活用を図ります。

また、良質な自然環境として特に保全対策が必要な緑地は、自然公園法や都市緑地法などの各種法令や条例等に基づいて検討し、適正な保全および維持を図ります。

4-2 都市施設の整備に関する都市計画の方針

(1) 交通施設の都市計画の決定の方針

1) 基本方針

播多圏域では、国道 56 号を中心として県道等により道路ネットワークが構成されていますが、四国横断自動車道等の高規格道路の整備が進んでいない状況にあります。

四国横断自動車道をはじめとする広域幹線道路網の整備、圏域南端（足摺岬）や中山間地域へ接続する地域幹線道路の整備などにより、広域連携、地域連携、都市内交通の強化、災害時の緊急輸送ルート代替性・多重性を確保するとともに、生活道路網の充実、施設の長寿命化、交通安全施設の整備、バリアフリーの整備を推進し、安全・安心で快適な暮らしを創出します。

なお、本圏域では土佐くろしお鉄道および路線バスが運行を行っていますが、高齢者層においてもマイカー利用が大半を占めています。公共交通の利用者減少は、“地域のは”の維持を困難なものとし、今後、公共交通利用不便地域の拡大を招きます。移動による環境負荷の低減および誰もが過度に自動車に依存することなく生活できる、持続可能で利便性の高い公共交通の実現に向けて、利用者ニーズに対応した公共交通の存続・機能充実に努めることが必要です。

広域幹線道路網の整備を推進するとともに、コンパクトな都市構造を形成し、公共交通網の充実や交通結節点の整備も含めた総合的な交通体系の構築による効率的で機能的な交通ネットワークを形成します。

2) 主要な施設の配置の方針

a) 道路

広域連携軸は、四国横断自動車道と国道 56 号で構成され、圏域連携軸は国道 321、381、439、441 号で構成されています。また、主要地方道や一般県道が山間部の主要集落を結節しています。

高速道路網を形成する四国横断自動車道（和川佐賀道路、片板バイパス、中村宿毛道路）の整備の促進および延伸（佐賀～四万十、宿毛～内海（現在、計画段階評価のための調査を実施中））を推進するとともに、道路整備に伴い設置された IC や設置予定の IC といった、交通結節点へのアクセス性を高めるための道路整備の検討を行います。

また、都市間や拠点間の連携・交流を支援する幹線道路の整備を進めます。広域幹線道路網にアクセスする横幹道路については、災害時における緊急輸送ルートとしての性格を持たせた交通環境の形成を目指します。また、市街地内の身近な生活道路については、災害時の避難や、歩道の整備など、安心で安全な道路空間づくりを進めます。

また、長期末整備路線の廃止なども含めて、都市計画道路見直しガイドライン（昭和三十九年策定）に基づく都市計画道路の見直しを図ります。

b) 公共交通

圏域拠点間や地域拠点内、また周辺の生活拠点などを結ぶ重要な移動手段、低炭素社会に寄与する環境負荷の低い移動手段として、持続可能で利便性の高い公共交通の実現に向け、運転免許返納支援制度の充実などの施策の実施による利用環境の充実に努め、公共交通の利用を促進します。

c) 港湾

維持管理計画をもとにした維持修繕の適切な実施により、地域経済を下支える海上交通の拠点機能を維持するとともに、災害時の復旧・復興拠点としての対応力の強化を図ります。

3) 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備する（着手またはその可能性のあるものを含む）施設は以下のとおりです。

■おおむね 10 年以内に整備予定の施設

都市	種別	都市計画道路名	整備状況 (m・m)			整備 予定	最終告示	
			計画	供用	概成		年月日	種別
黒瀬町	道路	1・6・1 号 森川佐賀線	10,830			A	H20.11.14	県
		1・6・2 号 佐賀四万十線	17,600			B	H29.1.27	県
四万十市	道路	3・5・20 号 右山角崎線	970			A	H27.8.4	市
		1・6・3 号 佐賀四万十線	3,840			B	H29.1.27	県
宿毛市	道路	3・6・6 号 森原沖須賀線	580		580	B	S60.4.18	市
		7・6・5 号 桜町沖須賀線	410	60	350	B	H27.1.1	市
土佐清水市	道路	3・2・15 号 大通線	900			A	H23.12.2	市
		3・5・7 号 中央通線	380	194		A	H19.3.30	市

整備予定 A：現在施工中、B：10 年以内に着工予定

都市	種別	港湾名	整備 予定	備考
宿毛市	港湾	宿毛湾港	A	

整備予定 A：現在施工中、B：10 年以内に着工予定

(2) 下水道および河川の都市計画の決定の方針

1) 基本方針

a) 下水道及び河川の整備の方針

公共下水道や合併処理浄化槽の整備促進により、汚水処理の普及率拡大を目指すとともに、施設の適正な維持管理を図ります。

また、河川の治水・利水整備、水質浄化、生物多様性に配慮した多自然川づくり[※]、親水空間の整備等を促進し、安全で親しみやすい河川環境を形成します。

b) 整備水準の目標

公共下水道、合併処理浄化槽による汚水処理については、以下に示すとおり普及率の拡大を目指します。

■汚水処理の目標

都市	種別	現況	目標
		H27	H42
黒潮町	汚水処理人口 (人)	5,089	4,579
	汚水処理人口普及率 (%)	43.1	51.3
四万十市	汚水処理人口 (人)	28,079	29,383
	汚水処理人口普及率 (%)	80.9	99.6
宿毛市	汚水処理人口 (人)	13,432	10,937
	汚水処理人口普及率 (%)	62.6	65.7
土佐清水市	汚水処理人口 (人)	8,028	8,129
	汚水処理人口普及率 (%)	55.3	76.2

2) 主要な施設の配置の方針

効率的な整備を推進するため、既成市街地およびその周辺に広がる新たな市街地を中心に公共下水道を整備し、適正な維持管理による施設の長寿命化を推進します。また、公共下水道の整備が困難な区域では、合併処理浄化槽の普及を図ります。

3) 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備する（着手またはその可能性のあるものを含む）施設は以下のとおりです。

■おおむね10年以内に整備予定の施設

都市	種別	備考
黒潮町	合併処理浄化槽	継続
四万十市	公共下水道	継続
	合併処理浄化槽	継続
宿毛市	公共下水道	継続
	合併処理浄化槽	継続
土佐清水市	合併処理浄化槽	継続

4-3 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の方針

1) 基本方針

本圏域は、足摺岬を中心とした「足摺宇和海国立公園（昭和47年指定）」や黒瀬町から四万十市に至る県内最大の「土佐西南大規模公園」、また、全国的な知名度を誇る四万十川は平成21年には「重要文化的景観（文化庁）」に指定されており、これらの豊かな自然環境を活かし、「四万十川ブランド」、「清水サバ」、「宗川鮎」、「宿毛湾を中心とした養殖」に代表される農林漁業を基幹産業として発展してきました。一方で、自然が招く厳しい災害も経験してきた圏域です。

こうしたことから、これら特色ある豊かな自然環境を次代に継承し、産業振興による地域活性化、安全で快適な生活環境を確保するため、生物多様性地域戦略*に沿った自然との共生を目指した適正な緑地保全や緑地活用などによる自然環境の保全を図るとともに、これら魅力的な自然資源を活かした圏域ブランドを確立・発信し、人口の定着や交流人口の増加による地域の活性化を図っていきます。

2) 主要な緑地の配置および整備の方針

a) 環境保全系統

国土保全や生物多様性の確保といった観点から、本圏域の緑の骨格を形成する、美しく個性豊かな海岸線や市街地の後背に迫る奥深い山地、河川の保全に努めます。

貴重な自然環境の保全を目的として法により指定された国立自然公園や四万十川をはじめとする河川など、貴重な自然環境を永続的に保全するとともに、開発などにより自然環境の喪失が懸念される緑地については、自然公園法や都市緑地法など各種法や条例等に基づき、適正な保全および維持管理を図ることを検討します。

b) レクリエーション系統

利用者の多様なニーズに応じた機能の充実や公園区域の見直しの検討、適正な維持管理による長寿命化を推進し、利用満足度の高い公園づくりを目指します。特に、土佐西南大規模公園については、区域の見直しに向けた検討を行います。

また、観光資源ともなる風致公園や歴史公園、親水空間、森林・海洋レジャー施設などを必要に応じて整備し、地域住民の多様な余暇需要に応えるとともに、交流人口の増加による地域の活性化を図ります。

c) 防災系統

災害発生時に総合防災拠点に指定されている宿毛市総合運動公園、土佐清水総合公園や、その他の指定緊急避難場所および指定避難所となる都市公園では、地域防災計画*などとの整合を図りながら、臨時ヘリポートや耐震性貯水槽などの防災機能や避難生活を支援する機能の充実を図ります。

また、火災延焼の遅延や防止の観点から、市街地（特に密集市街地）におけるオープンスペースや道路植栽などの確保を図ります。

d) 景観構成系統

都市内に所在する社寺林などの緑地は、日常生活をうるおす貴重な緑として保全を図ります。

また、「四万十川の保全と振興に関する基本条例（四万十市）」と「四万十川の環境デザイン（四万十川景観計画・四万十市）」に基づき、四万十川が創り出してきた文化や風致空間の保全・維持を図ります。

駅周辺やインターチェンジなど、地域顔となる空間では、花や緑によるおもてなし空間の創出に努めます。

3) 主要な緑地の確保目標

おおむね 10 年以内に整備する（着手またはその可能性のあるものを含む）主要な緑地は以下のとおりです。

■おおむね 10 年以内に整備予定の施設

都市	種別	名称	整備予定
黒潮町	都市公園	9・6・1 号 土佐西南大規模公園	A
四万十市		9・6・2 号 土佐西南大規模公園	
土佐清水市	都市公園	3・3・3 号 さつさヶ丘公園	B
	都市公園	5・5・1 号 土佐清水総合公園	A

A：現在施工中。B：10 年以内に施工予定

4-4 都市防災に関する都市計画の方針

本国域は、豊かな自然の恵みを受用する一方で、自然が招く激しい災害に見舞われ、時として多大な人命および財産を失ってききました。

さらに、南海トラフ地震は、今後 30 年以内に 70%程度の確率で発生すると予測されており、地震発生時には、家屋の倒壊や津波の被害、自然斜面や法面（のりめん）の崩壊、地盤沈下や液状化などのおそれがあります。本国域では、南海トラフ地震による津波浸水予測において 15mを超える浸水が予測されています。宿毛市や土佐清水市、黒潮町の中心市街地の大部分が津波浸水想定区域となっており、甚大な被害が想定されます。

都市基盤がせいで弱な木造密集住宅地などでは、火災発生時の延焼による被害拡大のほか避難や消火活動が困難になるなど、火災被害についても配慮する必要があります。

防災・減災のまちづくりの推進に向けて、東日本大震災はもとより、これまでの震災や水害等の教訓を踏まえて策定された「高知県地域防災計画」をはじめとした各市町村の「地域防災計画」や「高知県強靱化計画」などに基づき、災害を未然に防くための防災対策を行うとともに、被災時においても、被害を最小限に抑え、災害時の安全性を確保した減災のまちづくりを進める必要があります。

県では、平成 27 年に「高知県震災復興都市計画指針」を策定し、「命を守る」対策として最優先で取り組んでいる避難路・避難場所などの津波避難空間の整備に加え、「命をつなぐ」ための応急期の対策に取り組んでいます。

1) 基本方針

都市防災については、関係機関が連携し防災対策を強化していきます。

特に南海トラフ地震に備えるために、防災・減災に向けた「事前」と、地震発生後の速やかな「応急」「復旧」「復興」の各段階に対する備えの強化と、迅速に行動するための計画・体制づくりが必要です。

そのため、応急・復旧対策に不可欠な橋梁の耐震補強や人的被害を軽減する効果の大きいハード対策を重点的・選択的に実施するとともに、津波による浸水予測や土砂災害を考慮した適正な土地利用を行います。また、避難路や避難場所の周知など誰もが安全に避難することができる体制づくりや避難計画の策定、地域の防災力の向上などのソフト対策を適切に組み合わせながら、計画的に防災機能の強化に取り組んでいます。

◇総合的な対策

- ・災害時の物流・救助救出の要となる四国 8 の字ネットワーク（四国横断自動車道）のミッシングリングの早期解消に努め、災害時における緊急輸送道路の代替性・多重性を確保します。
- ・また橋梁、トンネル、擁壁や法面といった道路構造物を定期的に点検し、必要な場合には補修、補強を行う予防保全的な維持管理を図ります。
- ・県民に、生活空間の危険性の確認、緊急時に迅速に避難ができるような防災マップや洪水ハザードマップなどの作成、様々な情報提供を実施します。
- ・災害時における行政サービスや民間の企業活動の継続、早期事業活動再開に向けた事業継続計画（BCP）*策定を推進します。

- ・地域コミュニティの形成を通じた「自助」「共助」の強化の支援による防災意識の向上を図ります。
- ・さらに、災害時の避難地や防災拠点、避難路の確保・機能強化を図るため、必要な都市基盤（道路・都市公園）等の整備、風水害を予防する施設整備、耐震化や不燃化など建築物の安全確保、ライフライン等の機能確保などの対策を推進し、災害に強い圏域づくりに努めます。

◇地震・火災・津波対策

- ・地震に強い圏域づくりを行うため、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等の構造物および施設等についての耐震性の確保を行うとともに、建築物の不燃化・難燃化を図ることにより、安全性の向上を行います。
- ・不造密集住宅地における市街地開発事業の実施による密集地の解消、道路や緑地の整備による避難路やオープンスペース、延焼遮断空間の確保を促進します。
- ・南海トラフ地震の津波による浸水被害が想定される地域については、避難路等の閉塞リスク低減に努めます。
- ・津波や長期浸水に対する事前の被害軽減対策として、被災を受ける可能性の高い地域の都市機能や住宅地を対象とした、高台移転及び現地での高層化・耐震化などの検討を進めます。
- ・特に、黒潮町では、「スゲン谷地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設」の都市計画決定（11.26.2.3 告示）がなされ、高台への本庁舎移転などを盛り込んだ「災害に強いまちづくり計画」が策定され、地域住民等への説明会などを実施しながら事業が進められています。今後、本区域において様々な都市機能の高台移転に伴い、周辺への宅地の整備や住宅地の移転などの必要性を検討しながら、整備を推進します。
- ・海岸堤防、河川堤防の耐震化を推進します。
- ・被災後の市街地の応急対策・復旧・復興に向けた事前検討と体制づくりを推進します。
- ・高台のない沿岸部には、津波避難タワーなどの配置で適切な避難場所を確保し、住民が効果的に避難できるよう防災意識の向上に努めます。また海岸や河川の保全施設等の整備を行い津波被害の軽減に努めます。
- ・災害時に国や他県からの広域的な応援を速やかに、かつ、円滑に受け入れるために、防災拠点や輸送拠点、緊急輸送道路の整備や耐震化など、広域受援対策を推進します。

◇土砂災害対策

- ・砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険箇所、土砂災害特別警戒区域など、かけ崩れや土砂流出などの災害発生の恐れのある地域については、建築物の立地を制限するとともに、必要な対策事業の実施を推進します。
- ・土砂災害防止対策工事も引き続き行っていますが、土砂災害警戒避難体制の整備などソフト対策も進めています。

◇浸水被害対策

- ・都市計画区域の溢水や湛水など、水害の危険のある土地の区域については開発を抑制します。また、河川や下水道の整備を進め、水害を防止します。

◇地域防災力

- ・自主防災組織の組織率は圏域構成市町村でおおむね 100%となっています。今後は、市町村内の一定の地区の居住者および事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度（災害対策基本法：平成 26 年 4 月）の導入を検討するとともに、ハザードマップなど防災情報の周知徹底、避難訓練の継続実施などの取り組みにより、日頃からの防災意識を醸成し、地域防災力の向上に努めます。

4-5 福祉のまちづくりに関する都市計画の方針

あらゆる人が利用しやすいように配慮したユニバーサルデザイン*のまちづくりを進めます。

◇主な対策

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「ひとにやさしいまちづくり条例」などに基づいて、すべての人に快適な生活環境づくりを推進します。
- ・また、高齢者や障害のある人等が快適な生活ができるよう、住宅のバリアフリー化など居住環境の整備を推進します。
- ・道路や公園などの都市施設、病院などの公益施設やバス、鉄道などの公共交通のバリアフリー化を推進します。

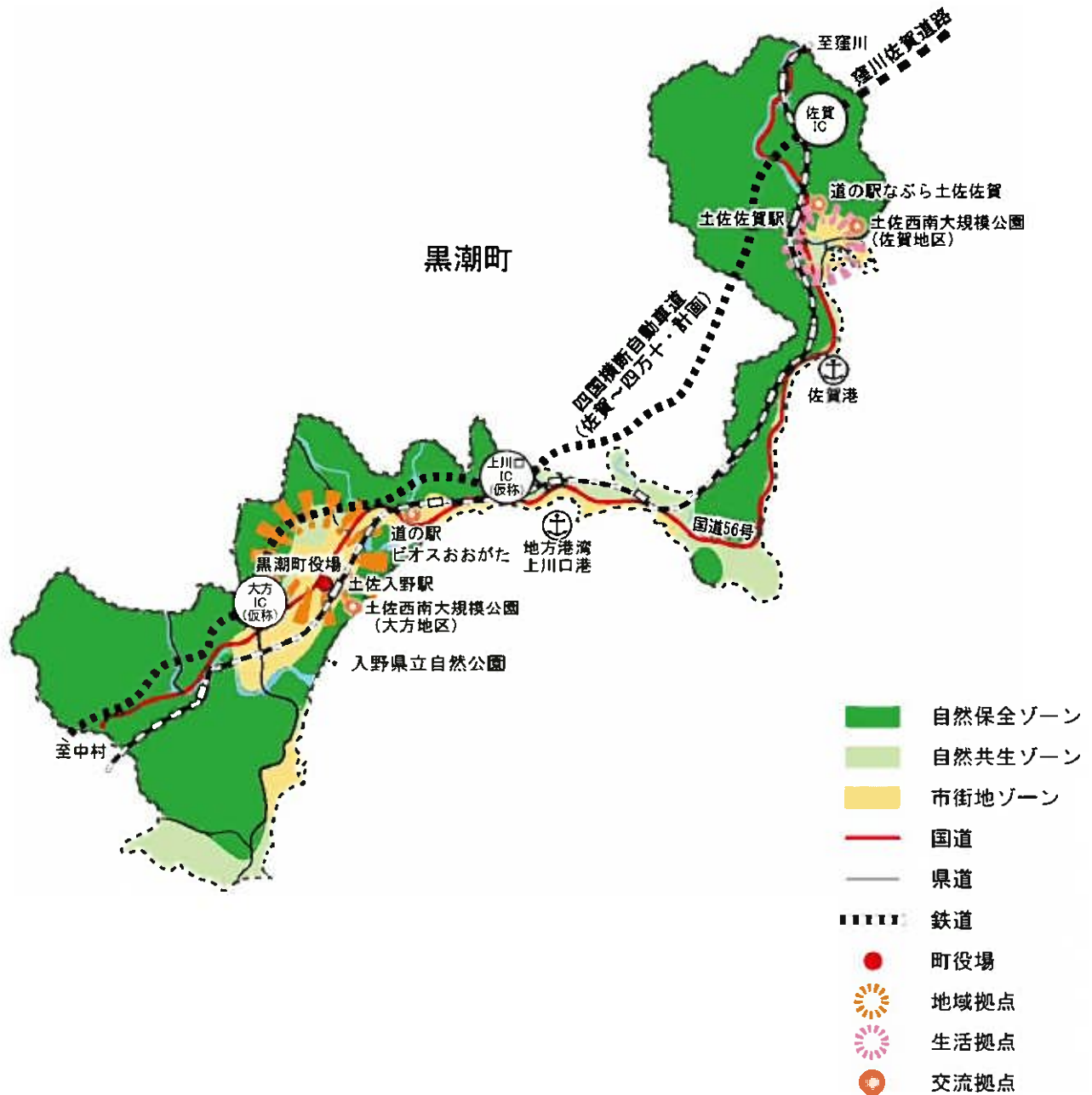
4-6 都市景観に関する都市計画の方針

本圏域には、海・山・川・田園など自然豊かな風景や豊富な自然景観が広がっています。都市は、市街地とこれらの景観が一体となることで、美しい都市景観が形成され、良好な都市環境が守られていることから、これらの景観の保全に努めていきます。

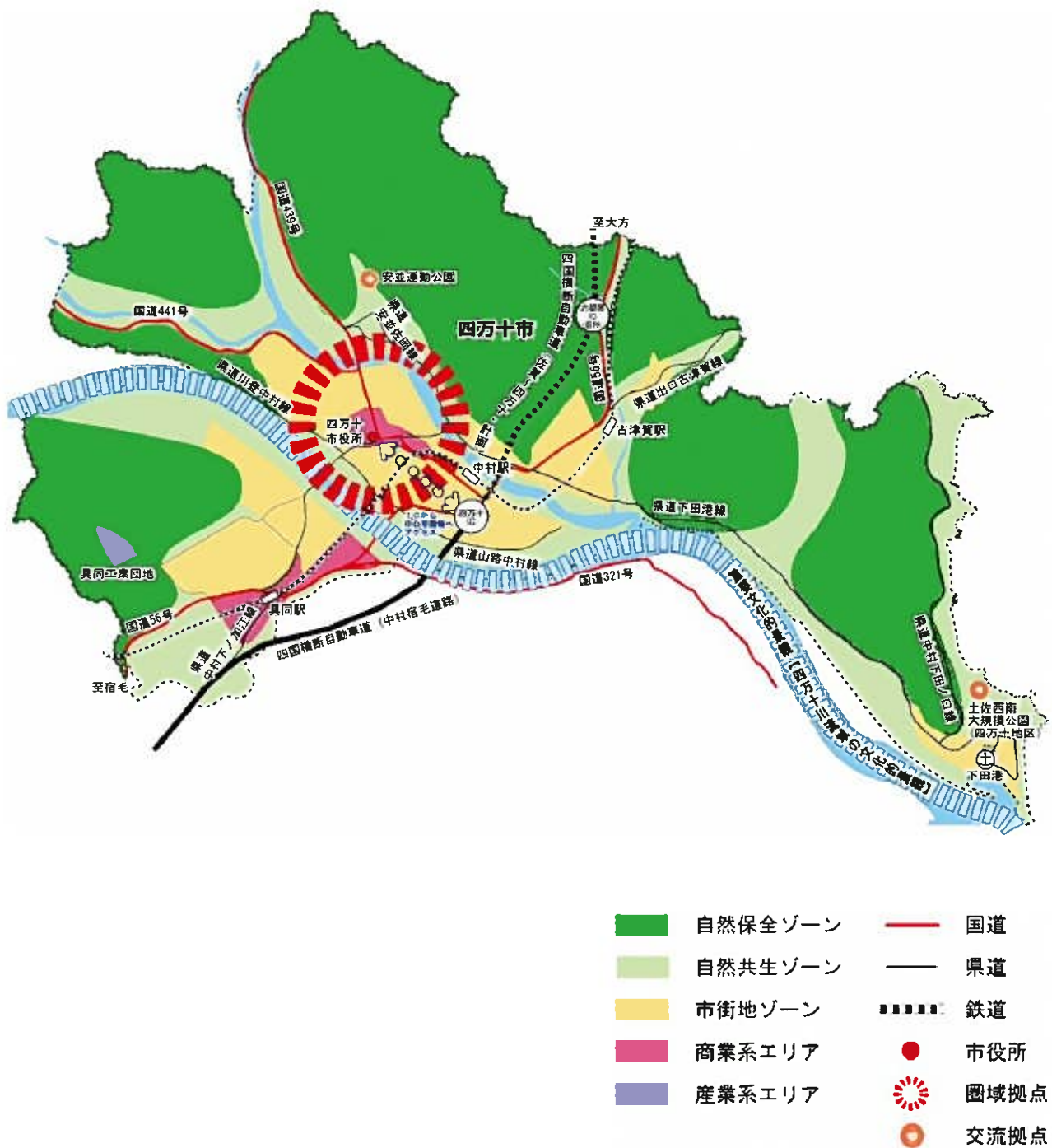
また、市町村の景観行政団体*への移行・普及に努め、四万十市で策定されている「四万十川の環境デザイン」や『中村小京都まちなみ景観基本計画』などの計画の見直しや、景観計画*の策定を促進し、都市景観の向上を図ります。

4-7 まちづくりの方針図

■ 幡東都市計画区域



■ 中村都市計画区域

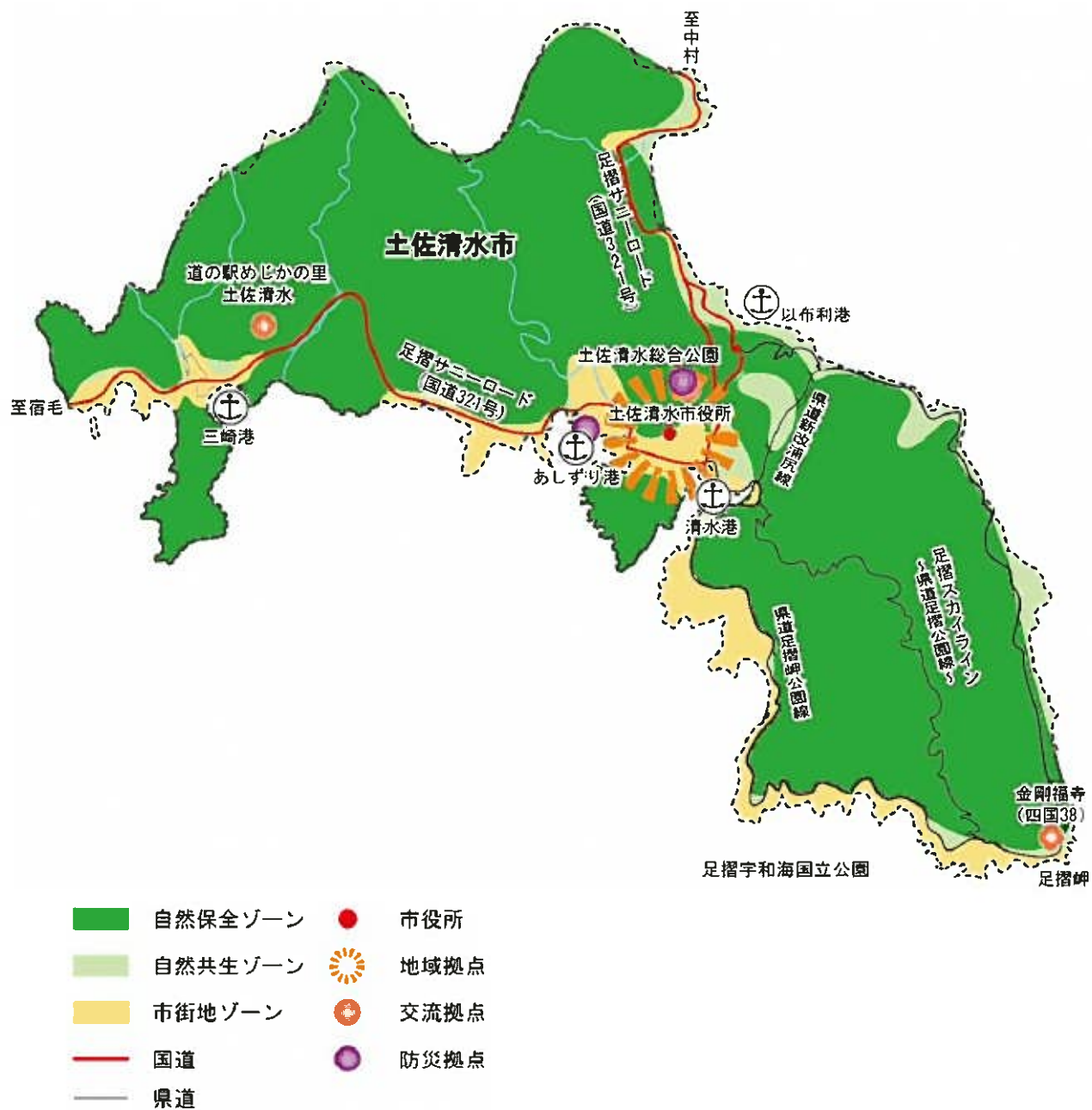


■宿毛都市計画区域



	自然保全ゾーン		国道		地域拠点
	自然共生ゾーン		県道		産業拠点
	市街地ゾーン		鉄道路線		交流拠点
	商業系エリア		航路		防災拠点
	産業系エリア		市役所		

■土佐清水都市計画区域



5 協働のまちづくりについて

行政の情報を住民が知り、また住民の意見をまちづくりに反映させ、住民に身近でより質の高いまちづくりを展開するため、「住民」と「行政」がまちづくりを計画の段階から共に検討していきけるような仕組みづくりを推進するとともに、住民と行政、民間の事業者などの専門家、さらにそれを横につなぐまちづくりNPO*など、それぞれの役割分担と協働によるまちづくりに取り組んでいきます。

a) 自分たちのまちを知る

住民主体のまちづくりを進めるには、自分たちのまちのよいところや、悪いところなどを知ることが大切です。

【主な対策】

- ・住民が参加する自分たちのまちの魅力発見（まちかどウォッチングなど）
- ・ワークショップの開催（意見の集約）、まちづくりについての意見交換

b) まちづくりを学ぶ

まちづくりについての住民意識は徐々に高まりつつありますが、一方では、まちづくりへの参加者は一部の人に限定されている、といったことも見受けられます。

「まちづくりはひとづくり」という観点から、都市計画やまちづくりについて積極的に情報を提供し、まちづくりに携わる人材の育成を図ります。

【主な対策】

- ・まちづくりリーダーと市民ボランティアの育成
- ・先進地の視察やまちづくり研修会、まちづくり説明会や公聴会の開催

c) まちづくり組織と連携

まちづくり協議会やまちづくりNPOなど、さまざまな形でまちづくりに参加している組織があります。住民意見をまちづくりに反映させるためには、これらの組織の活用が不可欠であり、積極的にまちづくり活動を支援していきます。

【主な対策】

- ・まちづくり協議会やNPO、防災ボランティアや観光ボランティアとの連携
- ・町内会や老人会などのまちづくりへの積極的な参加

d) まちづくりへの参加

イベントや委員会などに参加しやすい仕組みをつくることにより、住民主体のまちづくりの実現を図ります。

【主な対策】

- ・都市計画審議会委員やまちづくり委員の公募、まちづくりイベントの実施
- ・まちづくりボランティアやまちづくりリーダーの育成
- ・行政も地域に積極的に入っていく、住民とのコミュニティをつくる
- ・新聞やテレビ、インターネットなどを活用して都市計画についての情報を提供し、意見を募集する

参考資料

用語解説集

■都市計画区域マスタープラン（P1）

都市計画区域マスタープランとは、都市計画法に定められた「都市計画に関する基本的な方針」のことをいいます。このなかで、都市の目標、区域区分の有無、主な都市施設の決定の方針を定めることになっています。

■都市計画区域（P1）

都市計画を総合的に進める区域全体のことをいいます。市町村の中心市街地を含み、自然や社会的条件などからみて、一体の都市として総合的に整備、開発や保全する必要がある区域のことです。

■幹線道路（P1）

都市内におけるまとまった交通を受け持つとともに、都市の骨格を形成する道路のことです。

■都市施設（P2）

良好な都市環境を保持するための施設の総称です。

- ・道路、駐車場、駅などの交通施設
- ・公園、緑地などの公共空地
- ・水道、下水道、ごみ焼却場などの供給・処理施設
- ・河川、水路など
- ・学校・図書館などの教育文化施設
- ・病院・保育所など
- ・市場・と畜場・火葬場
- ・住宅団地
- ・官公庁施設
- ・流通業務団地

等

■市街地開発事業（P2）

都市内で低層の木造住宅が密集するなど、健全な土地利用が行われていない場合、耐火による建物の中高層化や、公園などの公共施設を含んだ整備を行い、良好な市街地を形成する事業のことをいいます。

■高齢化（P2）

高齢化社会とは、総人口に対する65歳以上の人口の割合（以下、「高齢化率」といいます。）が、7%以上14%未満である社会をいいます。また、高齢化率が14%以上21%未満の場合は「高齢社会」、高齢化率が21%以上を超える場合は「超高齢社会」と呼ばれています。

■区域区分（線引き）（P2）

計画的に市街化を進めるために都市計画区域について、市街化を進める区域（市街化区域）と、市街化を抑制する区域（市街化調整区域）のふたつに土地利用を区分します。この区分のことを区域区分といいます。一般には「線引き」ともいいます。

■用途地域（P6）

都市計画法に基づく地域地区の一種で、目指すべき市街地像に応じて用途別に分類される12種類の都市計画の総称です。用途地域ごとに、建築物の用途や容積率、建ぺい率等の制限が定められています。

■公園の種類（P13）

公園は、法律上いろいろな種類のものに分けられます。このうち、都市公園法で定められた都市公園では、公園の規模によって、さらにいくつかに分類されています。街区公園や、近隣公園もそのうちのひとつです。

・街区公園

もっぱら周辺に居住する者のためにつくられる公園です。大体250m圏内での利用を想定していますので、散歩や、子供達の日常の遊びなど、最も地域に密着した公園といえます。以前は児童公園という呼び名でしたが、平成12年より名称が変更されました。

・近隣公園

街区公園よりも、もう少し規模が大きく、大体500m圏内での利用者を想定した公園です。

・地区公園

近隣区域よりももう少し規模が大きく、大体1km圏内での利用者を想定したもので、公園面積は4ヘクタールを目安としています。1km圏内は、おおよそ小学校区の4校区分に相当します。

・総合公園

都市住民全体の休息、観賞、散歩などを目的とした公園で、公園面積は、10～50ヘクタールを目安としています。

・特殊公園

風致公園、動植物公園、歴史公園、都市林などを総称した公園です。

■中心市街地（P17）

都市の中心部にあって、小売商業や都市機能が集積し、都市計画区域内での中心的な役割を果たしている区域のことをいいます。しかしながら、これまで果たしてきた役割も中心部での人口の減少、郊外部への商業機能の移転などの問題を抱えています。

■低・未利用地（P19）

「低・未利用地」とは、市街地内で、更地や遊休化した工場跡地、青空駐車場など、有効に利用されていない土地のことをいいます。低・未利用地は、地域の活性化や地域のまちづくりのた

め、その有効活用のあり方が求められています。

■バリアフリー（P19）

高齢者や障害者にとっての障壁となる、段差等の物理的障害が除去された空間や環境のことをいいます。

■都市計画道路（P21）

都市計画において定められる都市施設の一種のことで、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の4種類があります。

■ジオパーク（P25）

ジオパークは地球活動の遺産を主な見所とする自然の中の公園です。ジオパークは、ユネスコの支援により 2004 年に設立された世界ジオパークネットワークにより、世界各国で推進されています。

日本国内の世界ジオパークは、室戸（高知県）を含む 8 地域が認定されています。また、日本ジオパークは、世界ジオパークネットワークとは別に、日本ジオパーク委員会が認定する国内版のジオパークで、現在 31 地域が認定されています。（2016 年 2 月 29 日現在）

■公共下水道（P28）

主として市街地における家庭や工場からの汚水処理することを目的として整備されるもので、該当する市町村が整備や管理をします。

■人口と産業の見通し（将来フレーム）（P31）

都市を計画し、実現するには長い期間が必要です。当初の計画の段階で、実現時点での都市の様子を想定し、これをもとに計画を策定していく必要があります。このとき、設定する将来のことを目標年次といい、このとき想定する都市の規模のことを将来フレームといいます。人口であれば人口フレーム、産業であれば産業フレームといいます。

■土地区画整理事業（P40）

土地区画整理法に基づく事業のことを示します。土地所有者等から土地の一部を提供してもらい（譲歩）、それを道路や公園等の新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させ、一方で宅地を整形化して利用増進を図ることを示します。

■スプロール（Sprawl）化（P40）

元々は都市内の人口増加により、徐々に都市周辺部へ同心円状に拡大していくことですが近年では、幹線道路沿いなど、自動車依存型の土地開発についても同様に使われています。

スプロール化については、下水道や道路など基盤整備が整っていない都市郊外部で無秩序に住宅や店舗などが併存競んでいくと、住環境の良くない市街地が虫食い状態で広がることになり、農地にとっても農作業がしにくくなるなど環境の悪化が懸念されること、都心中心部での人口が減少してしまい、まちに活気がなくなることなどの問題点が指摘されています。

■地区計画（P41）

地区計画とは、地区の課題や特徴を踏まえ、住民と市町村とが連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置づけて「まちづくり」を進めていく手法です。地区計画で定めた「目標」「方針」に従って、道路・公園などの「地区施設」や「建築物等に関する事項」などまちづくりの具体的な内容を「地区整備計画」で定めていきます。

■多自然川づくり（P46）

河川全体の自然の営みを視野に入れながら、地域暮らしや歴史・文化との調和にも配慮しながら、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために河川管理を行うことをいいます。

■生物多様性地域戦略（P47）

生物多様性基本法に基づき地方公共団体が策定する生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画です。高知県では、平成26年3月に「ふるさとのいのちをつなぐ こうちプラン 生物多様性こうち戦略」を策定しています。

■地域防災計画（P47）

災害対策基本法に基づき、自治体において策定される計画で、行政が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、建城並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

■事業継続計画（BCP）（P49）

大規模な災害・事故・システム障害が発生した場合に、企業や行政組織が基幹事業を継続したり、早期に事業を再開するために策定する行動計画をいいます。事前に業務の優先度を確定し、バックアップシステムの整備や要員確保などの対応策を立てておくことで、被害やサービスの受け手への影響を最小限にとどめることができます。

■ユニバーサルデザイン（Universal Design）（P52）

従来バリアフリーという言葉が知られていましたが、バリアフリーが、特定の人のための対策であったのに対し、ユニバーサルデザインは、すべての人が同じ条件で利用できるように計画することを意味しています。

例えば、建物の段差に対して、「障害のある人のために」部分的にスロープをつける（バリアフリー）と、そのスロープは障害のある人だけが使うことになってしまう可能性があります。最初から全体をスロープ構造としておけばすべての人たちが使う（ユニバーサルデザイン）ことになり、分けへだてなく誰でも施設利用できる環境が整うことになります。

■景観行政団体（P52）

景観行政団体とは、景観法により定義される景観行政を行う行政機構をいいます。都道府県、政令指定都市、中核市及び都道府県知事と協議し、同意を得た市町村が景観行政団体となります。

■景観計画（P52）

景観法に基づいて、景観行政団体が定める景観計画をいいます。景観計画区域に指定された区域では、建築や建設など景観にかかわる開発を行う場合に、設計や施工方法などを景観行政団体に届け出るなどの義務が生じることになります。

■NPO(Non-Profit Organization)（P57）

NPOとは「特定非営利活動促進法」により裏付けされた民間非営利組織で、収益事業を行いながらその収益を社会的活動に活かしていくもので保健福祉や文化振興、まちづくりや災害救助などの広い分野で活動を行います。

平成 29 年 3 月
高知県 土木部 都市計画課

〒780-8570

高知県高知市丸ノ内 1 丁目 2-20

TEL:088-823-9846 FAX:088-823-9349

E-mail: 171701@ken.pref.kochi.lg.jp

ホームページ: <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171701/>

